地球といのちを守るために

兵庫県フロン回収・処理推進協議会10年の歩み

兵庫県フロン回収･処理推進協議会

ごあいさつ
兵庫県フロン回収･処理推進協議会会長　兵庫県知事　井戸　敏三 …03
寄　稿
環境省地球環境局長　小島　敏郎 ……04
社団法人兵庫県自動車整備振興会　会長　橋本　一豊 ……06
兵庫県冷凍空調設備工業会　会長　山田　勉 ……08
兵庫県電機商業組合　理事長　進藤　隆 ……09
財団法人ひょうご環境創造協会　環境創造部長
兵庫県地球温暖化防止活動推進センター事務局長　菊井　順一 …10
グラビア……14

第1部　事業内容

1-1　推進協議会の概要 ……16
1-2　推進協議会の組織 ……17
1-3　推進協議会の取り組み
被災地域からのフロン回収事業……18
回収フロン処理システム事業……21
フロン回収装置等リース事業……23
フロン回収技術講習会……25
フロン回収状況実態把握調査……28
普及啓発事業 ……30
その他の事業 ……32

第2部　おもな出来事

～平成6年度（1994年4月～1995年3月）……34
平成　7年度（1995年4月～1996年3月）……35
平成　8年度（1996年4月～1997年3月）……37
平成　9年度（1997年4月～1998年3月）……39
平成10年度（1998年4月～1999年3月）……41
平成11年度（1999年4月～2000年3月）……43
平成12年度（2000年4月～2001年3月）……45
平成13年度（2001年4月～2002年3月）……47
平成14年度（2002年4月～2003年3月）……48
平成15年度（2003年4月～2004年3月）……49
平成16年度（2004年4月～2005年3月）……50

第3部　設立10周年記念事業

記念講演会　概要 ……52
記念講演
東京大学名誉教授　富永　健 氏 ……54
NPO法人ストップ･フロン全国連絡会 理事 萩　由美子 氏 ……56

第4部　資　料

4-1　回収フロン処理実績 ……60
4-2　予算規模の推移 ……62
4-3　会員数の推移 ……62
4-4　兵庫県フロン回収･処理推進協議会規約 ……63
4-5　会費に関する規程 ……67
4-6　専門委員会設置規程 ……68
4-7　回収フロン処理規程 ……69
4-8　フロン回収機器等のリースに関する実施要領 ……71
4-9　フロン回収に伴うボンベのリース実施要領 ……74
4-10　フロン回収認定事業所制度実施要領 ……77
4-11　役員一覧 ……80
4-12　専門委員会委員一覧 ……81
4-13　会員一覧 ……83

INDEX
もくじ

美しい地球を未来の子どもたちへ

―推進協議会設立10周年を迎えて―



兵庫県フロン回収･処理推進協議会会長
兵庫県知事

井戸敏三

兵庫県フロン回収･処理推進協議会が、設立10周年を迎えました。

この協議会は、オゾン層破壊、地球温暖化の原因となるフロンが大気中に放出されないよう、県民、事業者、行政が一体となって、その回収と適正処理の推進を図るため、平成6年12月に設立されました。

それからわずか1か月後、あの阪神･淡路大震災が発生したのです。約40万世帯が被災した震災では、電気冷蔵庫、業務用冷凍空調機器などにも大きな被害が生じました。この結果、通常時の数年分にも相当する冷蔵庫等が廃棄され、大量のフロンが回収されずに大気中へ放出されるおそれがでてきたのです。

会員企業の皆様の多くが被災されるという大変困難な状況の中ではありましたが、協議会では、オゾン層保護、地球温暖化防止のため、フロンを大気中に放出させてはならない、必ず回収しなければならないとの認識のもと、ボランティアの方々や協議会会員、環境事業団など各方面からのご支援を受けながら、約27トンものフロンを回収するという大きな成果を収めることができました。

その後も、「回収フロン処理システム事業」や「フロン回収装置等リース事業」の実施をはじめ、フロン回収技術向上のための講習会の開催、パンフレットの作成･配布やホームページによるフロン回収の必要性の啓発など、協議会は、フロンの回収･破壊をめざすさまざまな事業を展開してきました。

こうした兵庫の先進的な取り組みは全国的にも高い評価を受け、平成10年には、第1回オゾン層保護大賞「環境庁長官賞」を受賞することとなりました。そして、「フロン回収破壊法」の制定など、国レベルでのフロン回収処理の体制づくりにつながっていきました。

フロンは20世紀の人類が発明した、自然界には存在しない人工物質です。不燃性で化学的に安定しており、人体に毒性がないことから、冷蔵庫などの冷媒に理想的なガスとして利用されてきましたが、オゾン層を破壊し、地球温暖化の原因となることが明らかになりました。

環境を破壊する原因をつくるのも人であり、また、環境を守り、創造するのも同じ人です。私たちのフロン回収の取り組みは、21世紀の地球環境問題解決の方向を指し示してくれる、一つの道しるべだと言えるでしょう。

美しい地球、素晴らしい環境を維持し、未来の子どもたちに残していくことは今を生きる私たちの責務です。これからも、ともに手を携え、力を合わせて、新しいふるさと、21世紀の「美しい兵庫」の実現をめざしていきましょう。

兵庫県フロン回収・処理推進協議会 設立10周年を記念して



環境省地球環境局長

小島　敏郎

兵庫県フロン回収・処理推進協議会におかれましては、この度設立10周年を迎えられ、誠におめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。また、日頃から、地球環境行政の推進につきまして御理解御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

最近の成層圏オゾン層の状況ですが、地球全体のオゾンの濃度は、低緯度を除いた地域で長期的な減少傾向が続いております。南極上空のオゾンホールについては毎年変動がありますが、平成15年（2003年）には、欠損量が過去最大、面積が過去2位を記録するなど過去最大級に発達しており、依然として深刻な状況が続いております。

一方、フロン対策については、今やオゾン層の保護のみならず地球温暖化の観点からも重要な政策課題となっています。本年2月16日には京都議定書が発効し、人類共通の問題である地球温暖化に対して、新たな挑戦が始まりました。我が国においては、二酸化炭素やフロン等の温室効果ガスの排出量を基準年総排出量に対して6％削減するという義務が生じ、この厳しい削減目標を達成しなければなりません。

フロン対策の重要な柱であるフロン回収・破壊に関しては、平成14年4月から業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）について、廃棄時に冷媒用フロン類の回収・破壊を義務付けるフロン回収破壊法が施行されています。しかしながら、平成15年度に第一種特定製品から回収されたフロン類の量は約1,889トン（廃棄時残存量に対する推定回収率は29％）となっており、相当量が大気中に排出されていることが懸念される状況となっております。このため、制度面の抜本的見直しを含めた回収率向上対策の検討を進めているところです。

一方、フロン対策の推進のためには、地域における取組も大変重要であります。

兵庫県フロン回収・処理推進協議会は、全国に先駆け平成6年（1994年）12月14日に設立されて以来、フロンの回収・処理に積極的に取り組んでこられ、まさに全国のトップランナーとして我が国におけるフロン対策をリードしていただいております。

平成7年の、阪神淡路大震災に際し、ボランティアによる被災地域でのフロン回収を実施されたのを始め、これまでの積極的な活動に対し、敬意を表する次第です。

こうした自主的取組、あるいは地域の取組という土台の上に、家電リサイクル法、フロン回収破壊法、自動車リサイクル法が制定され、家庭用冷蔵庫、ルームエアコン、業務用冷凍空調機器、更にはカーエアコンについて、機器の廃棄時のフロンの回収等が義務付けられたところです。

フロン対策を一層推進し、また地球環境問題を解決していくためには、行政機関のみならず、関係業界や一般の国民の方々等、すべての関係者の協力、努力が必要であることを考えますと、協議会の活動の重要性は今後ますます大きくなるものと考えます。兵庫県フロン回収・処理推進協議会におかれましては、今後とも、地域に根付き、地域の実情にあった回収・処理の取組を積極的に進めていただくよう、御期待申し上げる次第です。



小さな活動こそが
地球環境保全への大きな活動になる



社団法人兵庫県自動車整備振興会　会長
橋本　一豊

21世紀の世界において、過去の「大量生産・大量消費」時代には思いもよらなかった、地球規模での「環境破壊」が進んでいます。

本年3月に開幕した「愛知万博（愛・地球博）」にはシベリヤの永久凍土から発見された「マンモス象」が数十万年の時を超えて我々の前に姿を見せて賑わっています。25年前の大阪万博は世界の交流をテーマにしましたが、今回は地球環境の保護をテーマにしています。世界的な気温の上昇は北極の氷すら薄くし、北極圏では、溶けた氷が割れて転落する事故が増えているそうです。また、氷河が溶け出して海面の上昇による浸水対策に世界規模での取り組みが行われようとしています。

さて、20世紀は人の英知による数々の発明を生み、私たちの生活も便利になりました。しかしながら、過去の便利さの負の産物とも言うべき、「産業廃棄物の大量発生」および、冷媒用に重宝され、食品等の保存等で革新的役割を果たしてきた「フロン類の適正な処理」が現在我々に課せられた重要な使命と申せましょう。

そのためには、安全で快適な地球環境を守るためにも重要であると同時に、大きな活動を支え育んでいくためには、家庭・地域単位での小さな活動が必要であるということです。全国に先駆けて、平成6年12月14日に設立された「兵庫県フロン回収・処理推進協議会」は関係事業者、関係機関、消費者、行政が一体となって、各フロン類の廃棄時の回収を積極的に行い、回収フロンの的確な処理を推進されてまいりました。

特に印象に残った活動としては、平成7年1月に起こりました「阪神・淡路大震災」直後に取組まれた事業です。震災後1ヶ月足らずでボランテイアによる倒壊家屋の冷蔵庫用フロンの大気放出防止のため、生命の危険も顧みず2ヶ月にわたる回収作業を行われ、同年7月1日から、平成9年3月末までの間は環境事業団地球環境基金の助成金を受け引き続き被災地域でのフロン回収を行われました。

また、兵庫県としてもこのような状況の中、平成8年7月に「環境の保全と創造に関する条例」を施行し、フロンの放出禁止規制を内容に盛り込まれ、広く全国にフロン回収・処理の重要性をアピールされました。

こうした中、社団法人兵庫県自動車整備振興会としましても、各種研修会、会報発送時、マイカー点検教室、その他行事を通じて、パンフレットを配布し自動車関係事業者のみならず、広く兵庫県民にフロンを大気中に放出しないように啓発に努めてまいりました。

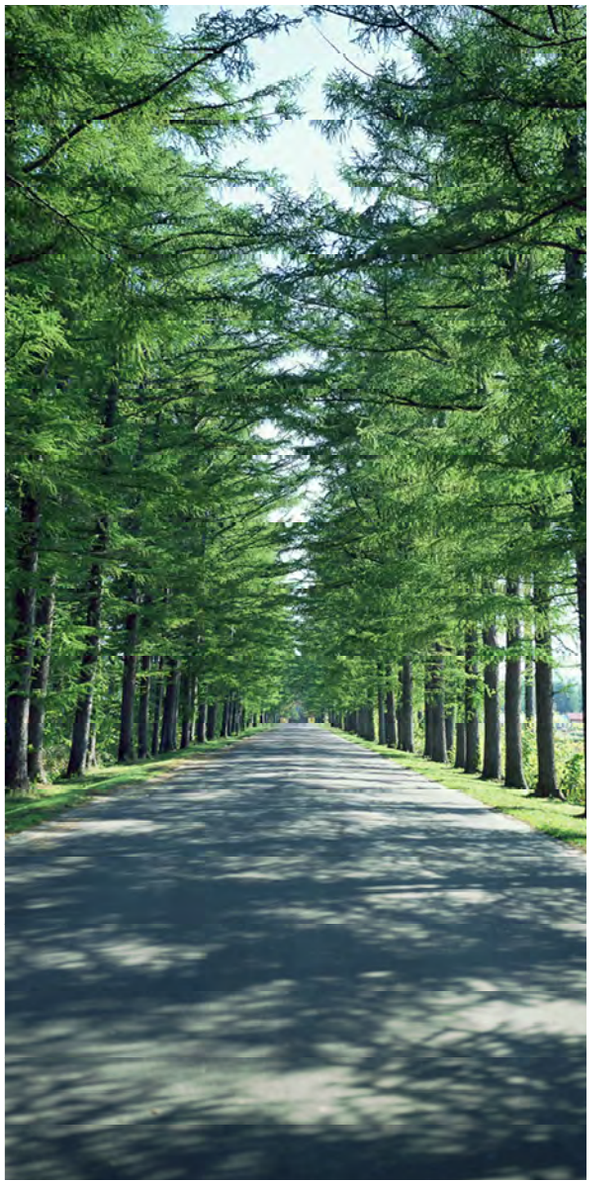
また、平成14年10月1日施行の「フロン回収破壊法」の施行前には、国土交通省の同法施行前における実

証研究資料作成のため協力し、また、会員に適正な同法の理解・運用をお願いするために説明会を開催し周知してまいりました。

さらに、本年10周年を迎えられる協議会の節目の年にくしくも自動車関係事業者にとって、環境法令の集大成というべき「自動車リサイクル法」の施行を向かえ、同法の電子システムの会員を中心とした説明会を当会会員に行うことはもとより、国の車検場の近隣団体として、リサイクル券発行業務も本年1月よりおこなっております。自動車という「産業廃棄物・フロン類」の集合体を扱う業界団体としてまた、事業場としても今後も引き続き、環境法令の周知徹底活動を行ってまいる所存です。

最後になりましたが、今回の寄稿のお話を賜りまして、誠に光栄に存じますことと貴兵庫県フロン回収・処理推進協議会の会員の今後の更なるご活躍と、ご健康を祈念いたしまして終わりの言葉といたします。

ありがとうございました。



オゾン層保護と地球温暖化防止



兵庫県冷凍空調設備工業会　会長
山田　勉

平成6年に兵庫県は、全国で一番早く官民一体となり、オゾン層保護のため「兵庫県フロン回収・処理推進協議会」が設立発足致し、以来長年に亘り今日まで全国各府県の見本となる各種行事、並に事業を推進してまいりました。一時は県政の業務に支障を来たす程多忙な日々でした。特に平成7年1月の阪神淡路大震災の折には当工業会の会員一同がボランティア活動として被災地域で各種業務用機器から、冷媒フロンガスの回収処理業務に活躍をしてくれました。

推進協議会も尚一層組織の充実を計るべく各業種毎の専門委員会が制定され当工業会は業務用冷凍空調機器関係の担当になりますが、他業界と違い現地での回収業務が多いため、会員各企業の社員に回収技術の指導教育に努力し事故防止に精進致し業界の信用向上に努めております。

又推進協議会の会議には積極的に出席をし、協議会の趣旨目的を当工業会の会員一同に説明致し、推進協議会及び当工業会の充実、発展に少しでもお役に立つべく努力しております。

旧冷媒フロンガスがオゾン層の破壊係数が多大なため、製造停止に伴い新冷媒ガスが開発され一安心と思いのほか、今後は地球温暖化に悪影響とのこと、旧冷媒フロンガスと同様回収処理破壊と最悪の結果となり一時は業界全体が不安な日々を過しましたが、兵庫県の場合、他府県より此の問題には何かにつき進歩致しております関係で大過なく今日を迎え充実した日々を過ごせる事に喜びを感じております。

フロンガス回収処理破壊を全国公平に行うべく、平成13年6月に法令として公布され同年12月には、業務用冷凍空調機器関係から冷媒フロンガスを回収処理に関係するものには「第1種フロン類回収業者」として、各都道府県知事に登録業者として登録が義務づけられ、此の登録に依り全国の関係業者が同様の法の元でフロン類回収業者として法を遵守し地球環境が良くなり地球上の生物が安心して生活出来ます事を願っております。

愈々平成14年4月よりフロン回収破壊法が施行され当工業会の会員一同も業務用冷凍空調機器から回収業務を遵守すると同じに特に責任の重大さを痛感致しております。

当工業会一同も一層法令を遵守は当然の事ながら、県当局のご指導を頂きながら、安心、安全な地球環境を守りながら兵庫県フロン回収・処理推進協議会と、我が兵庫県冷凍空調設備工業会が共に充実発展致すべく努力致す所存ですので尚一層のご指導、ご協力を賜ります様切にお願い申し上げます。

廃家電品の適正な処理のために



兵庫県電機商業組合　理事長
進藤　隆

これまで家電製品販売業界においては、電気冷蔵庫などからフロンを回収し的確な処理の推進のために、兵庫県廃家電品適正処理協力協議会（廃家電協議会）として、フロン回収・処理推進協議会が平成6年12月設立と同時に協議会に家庭用電気機器のフロン回収システムに参画し各種の事業を行ってまいりました。その後、平成13年4月1日の家電リサイクル法施行に伴い廃家電協議会は同年3月末日を以って、その社会的使命を終え、解散いたしました。しかしオゾン層破壊や地球温暖化等の地球環境破壊を防止するため、電気冷蔵庫やクーラー等に使用されているフロンについては、適切な回収、破壊を行うことが強く求められこのため、ますますユーザーや販売店との理解と協力が欠かせないものとなっております。

家電リサイクル法の施行により兵庫県電機商業組合では行政、家電メーカー、消費者にとって過大な負担となるこの法律に対し少しでも負担の掛からないようにと回収方法を何度も検討し全国では類のない廃家電品回収システム「兵庫方式」を構築し現在も推進しております。

家電リサイクル法が施行後4年ほど経過しましたが、年々廃家電の処理数が増加している現状を見ますとこの兵庫方式、回収システムが消費者に受け入れられ、啓蒙活動の推進の結果だと自負しております。

消費者に対する直接的な啓蒙活動としては兵庫県下7地方別に「家電リサイクル法の学習会」又、「消費者懇談会」を通じて各地方の消費者に対し廃家電製品の適正な処理について問題点を討議し地域社会への活動を行っております。又循環型経済社会の実現のための兵庫県が主催するふれあいの祭典「ひょうごエコフェスティバル」へ協賛し家電製品の適正な処理について事業を推進しております。

兵庫県電機商業組合の組合員個々のお店の自助努力は必要ですが一人の力では社会的に弱い立場にあります。

しかし情報の入手、改善、提案が出来るのは組合の組織力が結束してこそ力強い歩みと成るわけです。私は時流の変化、又消費者ニーズの変化を的確に把握し地域密着型経営を効率よく推進するためにはユーザーと販売店との協力がこの活動を通じて推進されると確信しております。

今後ますますこの協議会がオゾン層を守る活動の原点として一層の飛躍を遂げられますよう願って止みません。

なぜ兵庫県は、オゾン層保護対策の先導的役割を果たし得たか



財団法人ひょうご環境創造協会　環境創造部長
兵庫県地球温暖化防止活動推進センター事務局長
菊井　順一

はじめに

1980年代から人口増加や社会経済のグローバル化、大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルが進むにつれ、環境問題は質、量ともに様変わりした。従来の産業型公害から、自動車排ガスや生活排水、廃棄物等を中心とした生活型公害へと変容するとともに、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、生物多様性の減少など、地球環境問題がクローズアップされてきた。

地球環境問題に関する国際的な議論は、80年代に入り急速に関心が広がり、1992年のリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議」（地球サミット）で大きな展開をみせた。

地方自治体もローカルアジェンダの策定が求められた。また、シンクグローバリー・アクトローカリーのかけ声のもと行動が求められた。

しかし、この時期自治体にとって具体的に何をしていいのかわからなかった。むしろ何故自治体が地球環境問題に関わるのかと言われた。

かかる時、私は当時大気課の担当としてこの地球環境問題にかかわり、とりわけオゾン層の保護に関する問題については、当該フロン協の立ち上げ、組織化から、震災時のフロン回収、我が国初めてのフロン回収義務化条例の公布、施行まで一貫して取り組んだことから、当時の兵庫県がなぜ全国の先導的役割を果たし得たかを記してみたい。

1.自治体におけるオゾン層保護対策の黎明

日本ではウイーン条約、モントリオール議定書を国内的に履行していくために1988年に公布された“特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律”があった。しかし、この法律では、権限が殆ど国に集中し、地方自治体には役割は求められていなかった。我々自治体は、そのなかで地方自治体として何をすべきか、その取り組みを探した。

兵庫県がまず取り組んだのは、オゾン層破壊物質（以下ODSという）を大量に生産過程で使用している工場の実態調査であった。この調査により、工場がODSの使用削減、代替品の導入にどのように取り組んでいるか、計画を立てているかなど、実態を把握しようとした。また、大気中のODSの濃度を測ることによって、対策の推移がどう反映されるか当時の兵庫県公害研究所第3研究部の協力を得て把握しようとした。そのほか、工場を対象とした削減研修会の開催とか中小企業向けの融資制度の創設などに取り組んだ。その結果、県内の使用工場では法律のプログラムより早く、削減が進んでいる実態が把握できた。

2.冷媒用ODS回収へ

このころから、使用工場の削減が進んでいる一方で、電気冷蔵庫やカーエアコンの廃棄過程からODSが放出されているということが問題視されはじめた。

オゾン層の回復をより促進するため、ODSの回収に取り組むべきとの指摘を多くの市民から受けるようになった。

当時の国の冷媒用ODS回収に対する姿勢は、極めて消極的であった、というより視野に入っていなかった。理由は、国際的な回収の義務づけがないことと、製造、消費の規制によるオゾン層回復プログラムには冷蔵庫などからのODSの放出は織り込み済みだというものであった。

しかし、オゾン層の破壊が深刻化するなかで、回復をより促進させるため、欧米と同様、冷媒用ODSの回収に取り組むことは、当然ではないかというのが市民の認識であった。

兵庫県など多くの自治体も同じ認識が生まれ、環境省はじめ国に対して対策を要望しはじめたが、明確な反応はなかった。

しかし、1993年、環境省が初めて予算を準備し、事業を立ち上げた。

全国の3自治体に委託し、“冷媒用ODS回収のためのモデル事業”を実施するというもので、兵庫県、東京都、岐阜県が実施することとなった。

兵庫県では学識関係者、行政関係者、利害関係団体（電気冷蔵庫、空調機、カーエアコン）で構成する委員会を設置し、このモデル事業を進めることとした。

この事業では、電気冷蔵庫、空調機、カーエアコンからのモデル的な回収を行い、回収上の様々な技術的課題、コストなどの調査、評価を行った。調査結果に基づいて、この委員会では次の提言が行なわれた。

第1は、回収したODSは再利用と破壊が必要であること。

第2は、関係者の役割分担と費用負担が不可欠であること。そのためには社会システムの構築が必要であること。

第3は、使用機器に応じた回収システムが必要であること。

最後にこれを推進するため、回収、貯蔵、再生・破壊のシステムのための推進組織の創設が必要であることが提言された。

2.フロン協の設立へ

兵庫県ではオゾン層保護への市民・企業意識の高まり、電気冷蔵庫、空調機、カーエアコン関係業者など利害関係団体の合意が得られたこと、回収、貯蔵、再生・破壊システム基本プランの合意が得られたことなどを背景とし、提言を具体化させるため、1994年12月、兵庫県フロン回収・処理推進協議会を設立した。当初の会員は、約360で、当初事務局は兵庫県大気課においた。

このようなオゾン層保護に対する地域からの取り組みは、全国で初めてであった。この協議会組織はその後全国の自治体に広がった。

この協議会の事業の第一は、冷媒用ODSの回収、貯蔵、再生・破壊システムの構築である。冷媒用ODS使用機器から冷媒用ODSを回収し、貯蔵を経て、破壊施設、再生施設に移送するというもので、つまり協議会はこのシステムの中核としての役割を担うこととなった。

また、協議会の事業として、ODS回収への社会的理解−普及啓発、回収、再生・破壊に係る情報収集、ODS回収技術研修の実施、ODS回収に対する支援、ODS回収、再生・破壊に対する調査、研究などを進めることとなった。

3.阪神淡路大震災時におけるフロン回収

1995年1月17日午前5時46分、阪神淡路大震災が神戸という大都会の直下で発生した。地震の大きさを

神戸という大都会の直下で発生した。地震の大きさを示すマグニチュードは7.3で、死者は6,401人、負傷者は40,092人、全半壊した住宅は240,956戸、焼失した住宅は7,456戸にのぼった。

ライフラインの確保とともに被災地の各所で復旧工事がはじまった。倒壊した家屋のがれきの処理がはじまった。

かかる状況を前にして阪神・淡路大震災により約26万世帯が被災し、平時に廃棄される冷蔵庫等の数年分のものが廃棄され、大量のODSが放出される恐れがあるとの指摘がされてきた。

このODSを困難な状況の中でも回収することが必要ではないかとの強い意見がでてきた。

そこで、兵庫県フロン回収・処理推進協議会が1994年12月に設立された直後あったので、協議会が中心となって回収を開始することとなった。事務局があった大気課の担当が被災時の困難な状況のなかで準備を行い、各方面からボランティア等の支援を得て、2月13日から廃棄された電気冷蔵庫を中心としたODSの回収を開始した。

被災した世帯が約26万戸で、電気冷蔵庫、エアコンなどのODSが総量で63トンほど被災地に残留していると推計した。

もっとも困難を極めたのが、回収のための機材と要員の確保であった。回収機材の確保として、回収装置はメーカーから約30台を、また、自動車販売会社等から車両などの貸与を受けた。回収用の高圧容器は、容器業界から多数提供を受けた。要員は、協議会の会員、学生、市民、家電業界から多くのボランティアの参加を得た。作業に従事したボランティアは、回収開始後、4月まで延べ約1,000名にのぼった。

まず、被災地域の清掃工場などの地域の拠点に回収装置を配送し、そこに回収作業ボランティアを派遣し、廃棄された冷蔵庫からのODS回収をしようとした。路上の粗大ごみ集積場でも電気冷蔵庫のODSを回収した。

復旧は長期に及ぶこととなった。ODS回収もいつまでもボランティアに頼っている訳にはいかなくなった。何とか、協議会に参加する事業者自らが実施するODS回収を支援できるような体制づくりが求められた。自立化が必要になってきた。

環境省もかかる取り組みを評価し、財政的支援を約束してくれ、関係業界等と協力し、回収専門チームを編成し、自立的な体制を整備することとなった。こうした回収作業を経て、約1年かけ約27トンのODSを回収することができた。

推計した63トンの約40%しか回収できなかったが、関わったすべての人に、被災状況のなかでやれるだけのことをやり得たという共通した思いがあった。

4.条例規制によるODS回収へ

被災地も復旧してきた。平時に戻ろうとしてきた。この状況のなかで、震災時に回収して、平時は何もしないというわけにはいかない、平時にはより積極的に回収を進めなければならない、という理解が生まれてきた。

そこで、協議会によるシステム構築とあわせて回収のインセンティブとして規制を始めようということになった。業界からも規制的な仕組みが必要だという意見があった。

国はまだ回収について規制など明確な方針を出していなかった。兵庫県独自の規制の仕組みである。

環境審議会での審議・答申、県議会における承認を経て、1995年7月、規制条例が公布された。

条例ではまず、地球環境の保全等に関する自治体の取り組みが明確にされ、オゾン層の保護に関する規定がなされた。

具体的には、ODSの排出を制限する規定、ODS排出防止基準を設定する規定、ODS排出防止基準の遵守などの規定を設定し、冷媒用ODSの回収が義務

づけられた。回収状況に関する報告を義務づけるなどの規定も設けられた。これにより兵庫県は全国で初めてフロン回収の規制を始めることになった。

その後、同様の規制を設ける自治体がでてきた。

一方、条例の規制にあわせて、県内のODS回収システムも本格的に構築した。資金提供による回収装置の普及、集積・貯蔵施設の完成、県内におけるODS破壊処理施設の確保などを経て、兵庫県下における回収、貯蔵、破壊のシステムを完成させた。

破壊施設は幾度かの実験を経て、県下の廃棄物焼却施設を使用することとなり、兵庫県におけるODS回収・破壊システムが動くこととなった。

5.先導的システムの構築とその後の全国的展開

このような当時、全国でも先導的なシステムを構築しえた理由を次のように要約することができる。

まず協議会を中心とした運営組織が構築できたこと。つぎに放出を禁止した規制体系を創出できたこと。最後に支援事業・制度の拡充など公的費用を投入できたことがあげられると思っている。

その結果、兵庫県におけるODS回収・破壊システムがうまく機能したのではないかと考えている。これらは、オゾン層保護に対する自治体の取り組みの成功事例として高い評価を受けることとなった。

この兵庫県の成功がその後どのような動きをもたらしただろうか。

まず、市民、NGO、先進的事業者の共感と支持が得られ、その結果、他の自治体の支持と全国各地での回収・破壊システム構築への取り組みの促進が行われた。また、このことは、国に対するODS回収規制へ、強い働きかけとなった。

ついに、国もODS回収に踏み出すこととなった。2001年6月、回収業者の登録、破壊業者の許可、費用負担の明確化などを規定したODS回収破壊法を公布しODS回収を義務化した。

現在、国、自治体、業者がパートナーシップを組んでODS回収・破壊に取り組んでいる。

地方自治体の取り組みがなかったら、現在、日本でODS回収が行われていただろうか。それはNOだと考える。ここまできたのは当協議会の取り組み、参画する各セクターのパートナーシップがあったからだと考え、ODS回収において果たした役割は大きかった。

6.今後の持続的な取り組み

ODS回収は国の法律ができ、全国的な仕組みが作られ、一定程度の成果が得られていることから、サクセスストーリー的な幻想が生まれている。そのため、これまでの自治体が中心となり、地域のいろいろなセクターの人々とパートナーシップを作り持続的な取り組みを進めるという思いが希薄になっている。

現に、当協議会も立ち上げ時、県下のODS回収システムの中核を担うという役割が消え、普及啓発という役割が中心となっている。

しかし、ODSは温室効果ガスである代替物質へ移行し、今度は新たに地球温暖化という問題を惹起している。本年2月16日の京都議定書の発効により排出削減は実効性が求められ、急務である。

地球環境の保全という観点からオゾン層保護、地球温暖化を切り分け、あれとこれという縦割り的発想は排除されなければならない。

有用な化学物質を製造から排出、回収という過程すべてを的確に管理し、環境に負荷を与えない社会をつくるという観点にたち、地球温暖化防止の役割も担うということを今一度協議会の役割として構築する必要があることを最後に提案しておきたい。



平成16年度　兵庫県フロン回収･処理推進協議会通常総会



フロン回収技術講習会



フロン回収技術講習会

事業内容

第1部

1-1 推進協議会の概要……16

1-2 推進協議会の組織……17

1-3 推進協議会の取り組み

被災地域からのフロン回収事業……18

回収フロン処理システム事業……21

フロン回収装置等リース事業……23

フロン回収技術講習会……25

フロン回収状況実態把握調査……28

普及啓発事業……30

その他の事業……32

1-1
推進協議会の概要

1.名　称　等　兵庫県フロン回収・処理推進協議会（設立：平成6年12月14日）
会　長　　井戸　敏三
（事務局）〒650-8567　神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県健康生活部環境局大気課内
TEL（078）341-7711　内線 3366・3367　FAX（078）362-3966

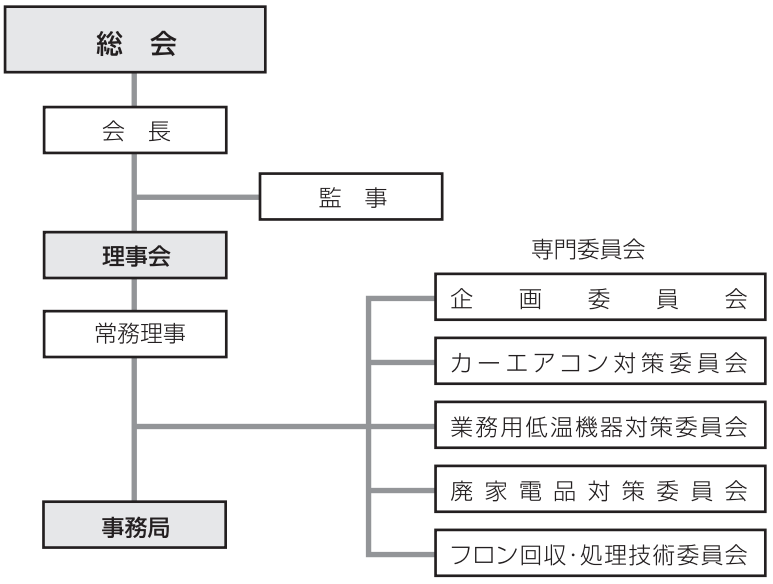
2.目　　的　関係事業者、消費者、行政が一体となって、電気冷蔵庫、業務用冷凍機器、カーエアコン等に含まれるフロンを廃棄等の過程で回収し、回収フロンの的確な処理を推進するため、必要かつ関連する事業を実施していくことを目的とする。

3.会員構成　関係事業者、行政機関、関係団体等多数入会している。
・会員数：469（平成17年3月31日現在）
・内　訳：A会員　395
自動車関係事業者（122）［自動車販売、リース、解体、板金業者等］
業務用低温機器関係事業者（159）［冷凍・冷蔵庫を保有する業者、設備業者］
家庭用電気機器関係事業者（17）［家電関係業者、量販店］
その他（高圧ガス、廃棄物等）（97）［各種高圧ガス使用事業所］
B会員　73
自治体（45）
一部事務組合（10）
関係団体（18）
賛助会員　1

4.年会費　A会員　10,000円
B会員　兵庫県　100,000円
神戸市　50,000円
大気汚染防止法に基づく政令市（神戸市を除く）30,000円
その他の市及び町　20,000円
関係団体（公益法人、一部事務組合を含む）　20,000円
賛助会員　20,000円

5.主な取組　・普及啓発用パンフレット等の作成・配布
・環境保全イベントへの積極的な参加
・会員向け広報紙「トライアングル」の発行
・ホームページによる情報発信
・専門家等による技術講習会の開催

1-2
推進協議会の組織



機　能

総　　会	･事業計画及び収支予算に関する議決 ･事業報告及び収支決算に関する議決 ･予算の更正及び補正に関する理事会の議決の承認 ･理事及び監事の選任 ･役員の解任に関する議決 ･会員の除名に関する議決 ･規約の改正に関する議決 ･その他推進協議会の運営に関する重要事項の議決
理　事　会	･総会の議決した事項の執行に関する議決 ･総会に付議すべき事項の議決 ･会員の入会の承認 ･予算の更正及び補正に関する議決 ･臨時会費の徴収に関する議決 ･推進協議会の資産の管理方法に関する議決 ･特別会計の設置に関する議決 ･各専門委員会の委員の決定 ･その他総会の議決を要しない会務の執行に関する議決
専門委員会	･推進協議会の関係事業の計画及び実施についての検討、協議

1-3
推進協議会の取り組み

被災地域からのフロン回収事業

実施期間：平成7年2月13日～平成9年2月28日

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では約40万世帯が被災し、平時に廃棄される電気冷蔵庫、業務用冷凍空調機器等の数年分が廃棄され、大量のフロンが回収されずに放出されるおそれがでてきました。わずか一カ月前の平成6年12月14日に、「兵庫県フロン回収・処理推進協議会」が設立された矢先。それだけに、推進協議会の中に、オゾン層保護のため、これらのフロンを大気中に放出させてはならないとの気運が起こり、平成7年2月13日から被災地域でのフロン回収の取り組みが始まりました。

1　ボランティアによるフロンの回収

回収作業に当たり、まず、ボランティアの支援を呼びかけました。ボランティアは、推進協議会の会員である電器販売店、空調事業者、高圧ガス販売事業者、自動車販売事業者、自動車整備事業者、産業廃棄物処理事業者をはじめ全国から駆けつけてくれた学生、市民、さらに財団法人家電製品協会、社団法人日本電機工業会の方々で構成され、2月13日、尼崎市と西宮市を皮切りに、廃棄電気冷蔵庫からのフロン回収が始まりました。

このときの回収装置は、装置メーカー8社から本体約30台と付属機器一式を無償で貸与してもらい、回収用の車両は自動車販売会社等から、回収容器は装置メーカーや県内の高圧ガス販売事業所、日本フロンガス協会からの貸与してもらいました。

被災地域に出動したボランティアは、倒壊家屋から出された廃冷蔵庫から路上でフロンの回収を行ったり、各市の清掃工場で収集された廃冷蔵庫からフロンの回収を行ったりしました。

震災発生100日目となる4月27日にボランティアの方々が撤収するまで、約5,000台もの廃冷蔵庫からフロンを回収することができました。参加したボランティアの数は、延べ1,000人にのぼりました。

ボランティアの撤収後は、阪神間の市などで自立的な取り組みとしてフロン回収が継続されました。



廃棄された電気冷蔵庫



被災地域でフロン回収するボランティアの写真

2　被災家屋から廃棄される電気冷蔵庫からのフロンの回収

推進協議会では、次のような基本的仕組みを提起して、体制の整ったところから回収を開始しました。このような呼びかけに対して、多くの人々からボランティア参加の申し込み、メーカーによる回収機材の提供等、広範で積極的な支援が寄せられるに伴い、急速に回収体制が整備され、フロンが回収される機器の台数も増加しました。

回収の実施方法	(1)　推進協議会は、フロン回収を行う地域にメーカーから提供の申し出を受けた回収装置を配送するとともに、ボランティアに現地への出向を要請する。 (2)　ボランティア(回収作業者)は、当面策定した実施要領に基づき、被災地域において、倒壊家屋の解体・処理で廃棄された電気冷蔵庫が収集・集積される市清掃工場または粗大ごみ集積場でフロンを回収する。
回収の対象機器	家庭用電気冷蔵庫で、フロン12を使用したもの。
回収を実施した地域	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、明石市、宝塚市、伊丹市、川西市、 淡路（淡路広域行政事務組合）

3　業務用冷凍空調機器からのフロンの回収

一方、倒壊した事業所の業務用空調機器および冷凍機器からのフロン回収については、会員である兵庫県冷凍空調設備工業会が回収体制を整え、ビル所有者や事業者の要請に基づき、フロンの回収に努めました。

回収装置資機材については、一部自社所有もありますが、装置メーカーなどからの貸与を受けました。

こうして回収したフロン（電気冷蔵庫を含む）は、兵庫県加西市にある「回収フロン管理センター」に収集、一時保管。その後、第一便として7月17日、千葉県市川市に通産省が建設したプラズマ法破壊実験施設に搬送し、8月初めからの破壊実験に供しました。

4　フロン回収作業チームによるフロン回収

被災地域におけるフロン回収事業は、4月27日のボランティアの引き上げにより当初の活動を終了しましたが、家屋やビルの解体は続いており、フロン回収はさらに継続する必要がありました。そこで、推進協議会では、最も効果的かつ効率的に実施するため、その推進方策について基本的な考え方と方法を整理。その結果、環境事業団の地球環境基金および県の支援を受けて専門技術者などの参画によるフロン回収事業を展開することにしました。



作業チームによるフロン回収作業

専門技術者による回収作業チームは、平成7年7月に正式発足しました。回収対象機器は、被災地域における業務用冷凍空調機器、電気冷蔵庫で、回収対象フロン（原則として特定フロンのうちフロン11、フロン12、フロン502。ただし、フロン22についても、可能な範囲で回収）を使用した機器としました。

回収作業チームは被災した事業所および使用者からの要請に基づき、フロンの回収を無償で実施するとともに、被災地域の粗大ごみ集積場所を巡回し、廃棄された電気冷蔵庫からもフロンを回収しました。

発足と同時に解体事業者、建設事業者、市町関係部局に関係文書を送付するとともに記者発表を行い、被災者にも広く周知したところ、各方面から多くの依頼が寄せられ、連日出動という状況になりました。

当初は平成7年度末で終了する予定でしたが、公費解体が平成8年度も延長されることに伴い、被災地域のフロン回収事業も延長する必要があるとの声を受けて、事業規模を縮小して継続実施し、平成9年3月末まで続けました。

なお、平成8年度も環境事業団地球環境基金の助成を受けました。

5 被災地域からのフロン回収状況

（単位:kg）

		フロン11	フロン12	フロン22	フロン502	その他	合　計
平成7年度	回収チーム	3,782	605	1,366	5,515	25	**11,293**
	空調事業者	4,228	1,446	3,930	115	2,120	**11,839**
	電気冷蔵庫		1,785				**1,785**
	計	8,010	3,836	5,296	5,630	2,145	**24,917**
平成8年度	回収チーム	1,317	55	751	22		**2,145**
	総　計	9,327	3,891	6,047	5,652	2,145	**27,062**

注1:平成8年度は、有償によるフロン回収システムが開始されたことにより、回収チームによる回収量のみ被災地域からのフロン回収量とした。
注2:電気冷蔵庫は、ボランティア活動、市町清掃工場で回収された13,729台分から推計した量。

6 被災地域から回収したフロンの破壊状況

	フロン11	フロン12	フロン22	フロン502	フロン113	合　計
平成7年度	3,782	1,541	1,360	5,269	25	**11,977**
平成8年度	1,317	55	751	22		**2,145**
総　　計	5,099	1,596	2,111	5,291	25	**14,122**

注1:平成7年度は、千葉県市川市にあるプラズマ法破壊実験施設および環境庁委託の破壊モデル事業において破壊処理するとともに、再生施設で再生処理した。
注2:平成8年度は、プラズマ法破壊実験施設と県下破壊処理施設で処理した。

回収フロン処理システム事業

実施期間:平成8年4月1日～平成14年12月31日

推進協議会会員（回収業者）が回収したフロンについて、破壊処理を実施することを目的に、会員から依頼を受け、専門の事業者に委託して回収フロンの収集・運搬、保管、並びに破壊処理に係る事業を平成8年4月1日から実施しました。

多くの会員の方にご利用いただき、第4部資料の4-1（P60）に掲載したとおり、多大な成果をあげることができました。

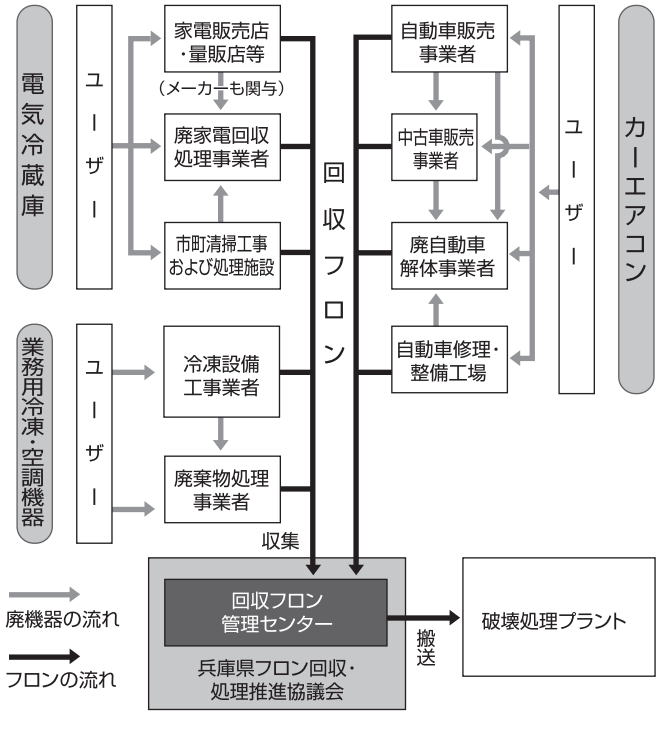
フロン回収破壊法等の施行によってフロン回収処理の体制が整ってきたことや各業界において同様のシステムが行われていることから、利用者が減少することが予想されたため、推進協議会の事業として継続が困難と判断し、平成14年12月31日をもって終了となりました。

1　事業の開始

平成7年度第3回理事会において、「回収フロン処理規程」を決定し、平成8年度から有償による回収フロン処理システム事業の実施が承認されました。

破壊処理は千葉県市川市にあるプラズマ法破壊実験施設で行い、回収対象フロンは、フロン12、フロン22、フロン502等を対象として始まりましたが、平成8年8月22日、回収対象フロンにフロン11とフロン22が追加され、同年11月26日には破壊処理施設の変更によって回収フロン処理費用を変更しました。

旧「回収フロン処理システム」　（平成8年4月1日～平成10年8月2日）



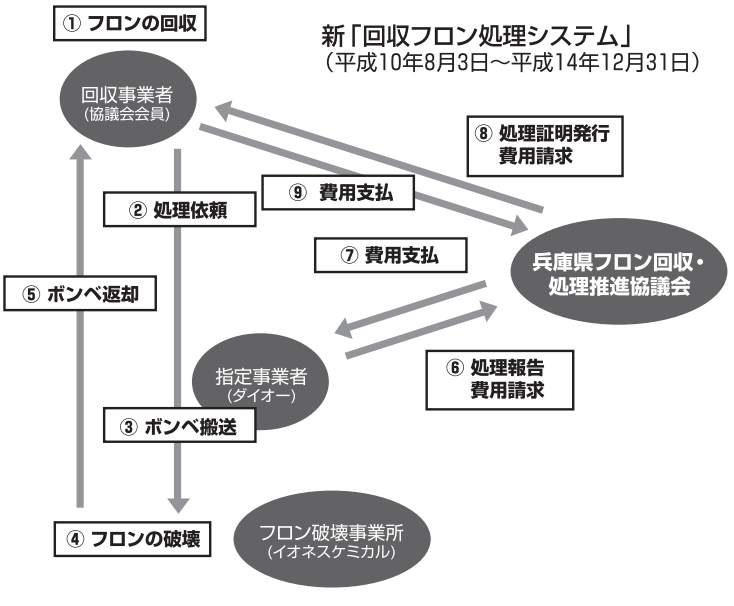
回収フロン処理費用

	区　分	費用の額			
フロン12、フロン22、フロン502等 （平成8年4月1日～11月25日）	10kg容器1本の場合 （回収フロン10kg充填の場合）	18,000円	内訳	収集・保管等	11,000円
				破壊（700円／kg）	7,000円
	20kg容器1本の場合 （回収フロン20kg充填の場合）	27,000円	内訳	収集・保管等	13,000円
				破壊（700円／kg）	14,000円

	区　分	費用の額			
フロン11、フロン103 （平成8年8月22日～11月25日）	50kg ドラム缶1本の場合 （回収フロン50kg充填の場合）	53,000円	内訳	収集・保管等	18,000円
				破壊（700円／kg）	35,000円
	100kg ドラム缶1本の場合 （回収フロン100kg充填の場合）	93,000円	内訳	収集・保管等	23,000円
				破壊（700円／kg）	70,000円
	25kg ペール缶1本の場合 （回収フロン25kg充填の場合）	27,500円	内訳	収集・保管等	10,000円
				破壊（700円／kg）	17,500円

2　新「回収フロン処理システム」の運用

平成8年11月26日以降、破壊処理施設として利用していました㈱神戸製鋼所では、もともと実証施設としてフロン破壊を依頼していましたが、試験期間が終了となったため、イネオスケミカル㈱三原製造所に依頼することとなり、次のように変更のうえ回収フロン処理システム事業を実施しました。



新・旧「回収フロン処理システム」の対比

項　目	旧（H8.11.26以降）	新（H10.8.3以降）
フロン破壊事業所	（株）神戸製鋼所（兵庫県加古川市）	イネオスケミカル（株）三原製造所（広島県三原市）
処理依頼先	地域別指定収集事業者（高圧ガス協同組合組合員）	指定事業者（ダイオー）
処理費用	（単位：1本）	（単位：1本）
(1) 10kgボンベ	9,500円	11,100円
(2) 20kgボンベ	11,000円	16,300円
(3) 25kgペール缶	7,500円	取り扱いなし
(4) 50kgドラム缶	17,000円	取り扱いなし
(5) 100kgドラム缶	19,500円	取り扱いなし
処理期間	3ヶ月以上	21日以内(土日・祝日を除く)
処理証明	希望者にのみ	依頼者全員
対象フロン	11、12、113、114、115、502、22	12、114、115、502、22（液状フロンは不可）

フロン回収装置等リース事業

実施期間:平成8年8月1日～平成14年12月31日

推進協議会会員（回収業者）がフロン回収を行うにあたって、その経費負担を軽減するとともに、機器の更新やメンテナンス等を容易にすることを目的として、フロン回収装置等のリース事業を実施しました。

フロン回収破壊法等の施行によって自ら回収装置等を所有する事業者が見込まれることから、推進協議会の事業として継続が困難と判断し、回収フロン処理システム事業と同様、平成14年12月31日をもって終了となりました。

1　フロン回収装置のリース開始

平成8年度第2回理事会において、「フロン回収機器等のリースに関する実施要領」が承認されて、平成8年8月1日からフロン回収装置のリース事業を開始しました。

リース料表

区　分	リース金額	
	6ヵ月以上1年未満	1　年　分
据え置き型　1台	3,700円／月	43,000円／年
車　載　型　1台	21,200円／月	253,000円／年

2　フロン回収用ボンベのリース開始

フロン回収に伴って回収用ボンベが不足するなどの理由によって、以前より多数要望が寄せられていましたボンベのリース事業が、平成8年度第4回理事会において「フロン回収に伴うボンベのリース実施要領」が承認され、平成9年4月1日から開始しました。

リース料表

区　分	リース金額	
	6ヵ月以上1年未満	1　年　間
20kgボンベ	350円／月	3,700円／年
10kgボンベ	300円／月	3,200円／年

3　実施要領の変更

平成11年5月19日には、「フロン回収機器等のリースに関する実施要領」および「フロン回収に伴うボンベのリース実施要領」が次のように変更され、引き続きフロン回収装置等リース事業を実施しました。

〈実施要領変更理由及び内容〉

1　変更理由

（1）リース期間が「1回につき6カ月以上1年未満で年度ごと」となっているため、11月以降にリース希望があった会員へは、短期間のリースとなる。特に、2月、3月にリース希望があった場合は1、2カ月間のリースと翌年度の継続リースの手続きを行う必要があり、リース希望会員に複雑な手続きを強いることとなる。

（2）また、上記により、継続手続きと返却手続きが年度末に集中するため、この間の業務に支障をきたす。

（3）回収装置またはボンベをリースした会員のうち、回収フロン処理システムでの処理実績のない会員も多い。さらに、回収状況の調査を実施しても未提出の業者が多い。

（4）回収フロン処理システムにおいて、試行的にHFC-134aも取り扱うことになっているため、134a対応のリース用ボンベを購入したが、実施要領が対応していない。なお、回収装置については十分に整備できていないため、今回は見合わせる。

2　変更内容

（1）フロン回収機器等のリースに関する実施要領及びフロン回収に伴うボンベのリース実施要領に共通の変更

①リース期間について「年度ごと」の表現をなくした。

②リース期間の更新については、「実施要領の遵守」を義務づけた。

（2）フロン回収機器等のリースに関する実施要領のみの変更

①対象者に「回収したフロンを当推進協議会へ処理依頼する場合」をつけ加えた。

②リース期間内に「回収状況報告の提出」を義務づけた。

（3）フロン回収に伴うボンベのリース実施要領のみの変更

①対象フロンに「フロン134a」を加えた。



フロン回収技術講習会

実施期間：平成7年度～継続中

オゾン層保護および地球温暖化防止のためのフロン回収・処理の重要性や法律・条例規制の周知徹底を図るとともに、安全で効率的なフロン回収技術の確立と向上のため、会員事業所の作業者を対象に技術講習会を開催しています。

1　平成7年度の実施内容

7月のオゾン層保護対策推進月間にあたって、冷媒フロンの適切な回収の普及を図るため、回収の状況、回収技術の種類・方法、問題点などについて次のとおり実施しました。

・日　時　平成7年7月26日（水）13:30～15:30
・場　所　ひょうご共済会館　5階ホール
・内　容　①フロン回収の現状と取り組み（兵庫県保健環境部環境局大気課）
　②フロン回収装置と高圧ガス取締法（　同　上　）
　③冷媒フロン回収技術について
　（推進協議会技術指導員:マツダ産業株式会社 設計部第1設計グループ技術員　岡田 伸良 氏）

2　平成8年度の実施内容

兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」によるフロン放出禁止規則の施行（平成8年7月1日）に伴い、この規制内容を関係事業所に周知徹底するための条例説明会と併せて次のとおり実施しました（兵庫県委託事業）。

神戸会場

・日　時　平成8年6月28日（金）13:30～15:30
・場　所　兵庫県農業共済会館　7階ホール
・内　容　①フロン放出禁止に関する条例規制と回収フロンの処理について（兵庫県生活文化部環境局大気課）
　②冷媒フロン回収技術について（推進協議会特別講師:有限会社中島自動車電装）
　③質疑応答

姫路会場

・日　時　平成8年7月2日（火）13:30～15:30
・場　所　姫路市職員会館（アンドーネ）　3階講義室
・内　容　①フロン放出禁止に関する条例規制と回収フロンの処理について（兵庫県生活文化部環境局大気課）
　②冷媒フロン回収技術について（推進協議会特別講師:株式会社トキメックパワーシステムズ）
　③質疑応答

尼崎会場

・日　時　平成8年7月9日（火）13:30～15:30
・場　所　尼崎市立労働福祉会館　大ホール
・内　容　①フロン放出禁止に関する条例規制と回収フロンの処理について（兵庫県生活文化部環境局大気課）
　②冷媒フロン回収技術について（推進協議会特別講師:ジャテック株式会社）
　③質疑応答

3　平成10年度の実施内容

兵庫県の主催で実施された「オゾン層保護セミナー」に協賛し、同セミナーにおいて、フロン回収技術マニュアルを用いて次のとおり開催しました。

・日　時　平成10年9月25日（金）13:30～16:00
・場　所　兵庫県民会館　11階ホール
・内　容　①講演「フロン回収への取組」
　講師:中小企業事業団 オゾン層保護対応指導員　宇津木 浩一 氏
②技術講習
　講師:中小企業事業団 オゾン層保護対応指導員　宇津木 浩一 氏
③事例発表「フロン回収・処理システムの構築と稼働」
　発表者:社団法人日本自動車工業会　業務部長　小美野 鉄郎 氏
　発表者:近畿冷凍空調工業会　専務理事　大畑 晃一 氏
　発表者:兵庫県フロン回収・処理推進協議会　事務局長　中嶋 國勝 氏

4　平成11年度の実施内容

・日　時　平成11年9月16日（木）13:30～15:30
・場　所　兵庫県中央労働センター　小ホール
・内　容　①講習1「オゾン層保護対策の動向について」
　講師:環境庁大気保全局広域大気管理室 室長補佐　太田 志津子 氏
②講習2「環境の保全と創造に関する条例について」
　講師:兵庫県生活文化部環境局大気課 課長補佐兼地球環境係長　矢内 健太郎 氏
③講習3「フロン回収技術について」
　講師:株式会社中島自動車電装　代表取締役 中島　朗 氏（技術委員会委員）

5　平成12年度の実施内容

9月のオゾン層保護対策推進月間にあわせて、オゾン層保護フォーラム（フロン回収技術講習会）として次のとおり開催しました。

・日　時　平成12年9月19日（火）
・場　所　兵庫県民会館　11階ホール
・内　容　①「オゾン層の現状と将来について」
　講師:国立環境研究所 上席研究官　中根 英昭 氏
②「オゾン層保護に係る取組みについて」
　講師:環境庁大気保全局企画課広域大気管理室 室長補佐　中屋敷 勝也 氏
　講師:兵庫トヨタ株式会社サービス部 部長　林 義勝 氏
　講師:兵庫県冷凍空調設備工業会 副会長　池田 正義 氏
　講師:財団法人家電製品協会 特命顧問　藤野 周三 氏
　講師:オゾン層を守る会 代表　長本 政子 氏

6　平成13年度の実施内容

臨時総会にあわせて研修会として次のとおり開催しました。

・日　時　平成13年9月26日（水）13:30～16:00
・場　所　兵庫県農業共済会館　大会議室
・内　容　①「オゾン層破壊・地球温暖化とフロン」　講師:群馬大学教育学部 助教授　西園 大実 氏
②「フロン回収破壊法について」　講師:環境省地球環境局環境保全対策課 調査官　笠井 俊彦 氏

7　平成14年度の実施内容

・日　時　平成14年12月11日（水）10:00～16:00
・場　所　神戸市教育会館　大ホール
・内　容　①「フロン回収破壊法について」
講師:環境省地球環境局環境保全対策課 広域大気専門官　只見 康信 氏
②「フロン類回収装置の構造と回収方法」
講師:株式会社中島自動車電装 代表取締役　中島 朗 氏
③「フルオロカーボン類の適正処理技術」
講師:イネオスケミカル株式会社 セールスマネージャー　長畑 正次 氏
④「業界の取り組みについて～第一種特定製品のフロン破壊状況について～」
講師:兵庫県冷凍空調設備工業会 環境機材委員　廣井 常己 氏
⑤「業界の取り組みについて　～カーエアコン用フロン類引取・回収業者の役割と責務～」
講師:兵庫県自動車整備振興会 専務理事　寺西 弘興 氏

8　平成15年度の実施内容

・日　時　平成15年11月27日（木）13:30～16:30
・場　所　兵庫県農業共済会館　大ホール
・内　容　①「フロン回収の最近の動向について」
講師:環境省地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室 室長補佐　小泉 潤一 氏
②「フロンガス回収装置の概要と取扱い上の注意」
講師:アサダ株式会社営業本部 課長　鷲見 昌栄 氏
③「フロン類の破壊処理について」
講師:住友大阪セメント株式会社赤穂工場 環境課長　井上 慎一 氏

9　平成16年度の実施内容

・日　時　平成16年9月17日（金）13:30～16:45
・場　所　兵庫県農業共済会館　大ホール
・内　容　①「フロン回収破壊法の施行状況と今後について」
講師:兵庫県健康生活部環境局大気課 課長補佐兼指導・規制係長　佐藤 善己 氏
②「自動車リサイクル法について」
講師:兵庫県健康生活部環境局環境整備課廃棄物指導係 主査　中田 昌 氏
③「フロン回収装置の構造と仕組みについて」
講師:タスコジャパン株式会社空調事業部 次長　三井 文彦 氏
④「冷媒フロンの処理について」
講師:兵庫酸素株式会社フロン事業部 課長　中野 耕作 氏

フロン回収状況実態把握調査

実施期間:平成6年度～平成14年度

フロンの回収・処理状況を把握するため、兵庫県からの委託によりカーエアコン、業務用低温機器等の取扱関係事業者に対してアンケート調査を実施し報告書を作成しました。

1　平成6年度の調査方法

県下の業務用冷凍空調機器やカーエアコンからのフロンの回収実態を把握するため、冷凍空調機器製造・工事業者や自動車整備事業者等に対して、特定フロンの回収の実施状況、回収フロンの種類及び回収量、補充用フロンの必要性についてのアンケート調査を行いました。

2　平成7～9年度の調査方法

平成7年度は前年度、平成8～9年度は前年7月1日～当該年6月末を調査対象期間として、フロン回収状況を次の方法で調査しました。

1.カーエアコンからのフロン回収

カーエアコンからのフロン回収実態を把握するため、自動車に係る整備、修理、電装品、解体の各事業者等に対してアンケート調査を実施しました。

2.業務用冷凍空調機器からのフロン回収

県下の業務用冷凍空調機器を扱う設備工事業者等におけるフロン回収状況を把握するため、主として兵庫県冷凍空調工業会、(社)兵庫県空調衛生工業協会等の会員を中心にアンケート調査を実施しました。

3.電気冷蔵庫からのフロン回収

(1) 各市町、一部事務組合

県下の各市町および一部事務組合におけるフロン回収状況を把握するため、県下のすべての市町及び一部事務組合からアンケート調査を実施しました。

(2) 家電製品販売店関係

県下の電気冷蔵庫等の家電製品販売関係におけるフロン回収状況を把握するため、主として兵庫県電機商業組合の会員に対してアンケート調査を実施しました。

(3) 産業廃棄物処分事業者関係

廃棄冷蔵庫等の解体処分事業者にアンケート調査を実施しました。これらの解体処分業者では、電気冷蔵庫だけでなく、自動販売機、ルームエアコンも取り扱っている。

4.自動販売機からのフロン回収

県下に設置されている飲料用自動販売機が廃棄される場合でのフロン回収状況について、主な飲料メーカー(又はその系列会社)、販売機取扱事業者(ベンダー)等へのアンケート調査を実施しました。

3　平成10～14年度の調査方法

平成10年度からは前年度を調査対象期間として、フロン回収状況を次の方法で調査しました。

1.カーエアコン関係

（1）自動車ディーラー

自動車ディーラーの団体である兵庫県自動車販売店協会会員を対象に、フロンの回収状況について調査しました。

（2）カーエアコン関係（その他）

上記を除く（社）兵庫県自動車整備振興会、兵庫県自動車電装品整備商工組合、兵庫県自動車リサイクル処理工業会、兵庫県中古自動車部品協同組合、兵庫県自動車車体整備協同組合の各構成員を対象に、フロンの回収状況について調査しました。

2.業務用低温機器関係

（1）業務用冷凍空調機器関係

空調業界の団体である兵庫県冷凍空調設備工業会、兵庫県空調衛生工業協会の各会員を対象に、フロンの回収状況について調査しました。

（2）高圧ガス関係（平成10年度のみ）

フロンの販売及び保管状況を把握するため、兵庫県高圧ガス協同組合より紹介のあった組合員を対象に調査しました。なお、調査対象件数が10件と非常に少ないため、同組合にヒアリングを行い、調査結果をまとめました。

3.家電製品関係（平成13年度まで）

（1）家電製品販売関係

兵庫県廃家電品適正処理協議会により紹介された会員（主に小売店）を対象に、フロンの回収状況について調査しました。なお、平成10年度のみ、大手量販店について、配送センターを対象に調査しました。

（2）産業廃棄物処理関係（平成10年度のみ）

廃家電品の処理先の1つである産業廃棄物処理業者のフロン回収状況について把握するため、（社）兵庫県産業廃棄物協会より紹介された会員を対象に調査しました。

（3）市町、一部事務組合

もう1つの廃家電品の処理先である、自治体ルートのフロン回収状況について把握するため、県下市町及び一部事務組合を対象に調査しました。

4.自動販売機関係

自動販売機のメンテナンス業者の団体である日本自動車販売協会関西支部、清涼飲料販売店の団体である兵庫県清涼飲料協同組合等を対象に、フロンの回収状況について調査しました。

普及啓発事業

推進協議会では、パンフレットなどを作成・配布し、オゾン層保護などのためのフロン回収・処理について理解と協力を求めるとともに、エコフェスティバルをはじめ各種の環境保全関係のイベントなどに協力して広く普及啓発を行っています。

広報紙「トライアングル」を通じて会員に協議会の活動や最新情報をお伝えするとともに、ホームページでも情報提供を行っています。



ステッカー



普及啓発用パンフレット



広報紙「トライアングル」



推進協議会案内パンフレット



ホームページ



ひょうごエコフェスティバルに参加



地球温暖化防止県民フォーラムを共催及び協賛



オゾン層保護・地球温暖化防止NGO国際フォーラムに参加



環境・ひと・くらしのフォーラムを開催



オゾン層保護フォーラム



フロン回収・技術マニュアル

その他の事業

1　フロン回収認定事業所制度

平成12年8月1日からフロン回収認定事業所制度を実施し、認定書および標識を交付、県民等に情報を提供することにより、フロン回収を促進しました。

フロン回収破壊法が施行されたことによって、回収事業者等の登録が義務づけられたことに伴い、平成14年6月24日に終了しました。

2　フロン回収装置等購入補助事業

平成7～8年度に、兵庫県の「市町等に対する回収装置等購入補助金交付事業」の適用を受け、以下の市町等に対し、フロン回収装置等の購入費用の一部を補助しました。

【補助対象団体】

・平成7年度（10団体）

尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、淡路広域行政事務組合、多紀郡広域行政事務組合、豊中市伊丹市クリーンランド

・平成8年度（11団体）

明石市、加古川市、赤穂市、三木市、高砂市、市川町、加古郡衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、佐用郡広域行政事務組合、朝来郡広域行政事務組合、豊中市伊丹市クリーンランド

3　回収フロン破壊処理支援事業

平成8年度に、兵庫県の「フロン回収処理支援事業」の適用を受け、ロータリーキルン炉等を改造して県内でフロン破壊処理事業を実施しようとする事業者に対し、設備の改造等に係る経費の一部を補助しました。

【補助対象事業者】

株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所

4　フロン回収促進計画

より一層のフロン回収の促進を図るため、平成11年度から「フロン回収促進計画」を作成し、それに基づき関係団体が普及啓発を行っています。

おもな出来事

第2部

～平成6年度（1994年4月～1995年3月）……34
平成　7年度（1995年4月～1996年3月）……35
平成　8年度（1996年4月～1997年3月）……37
平成　9年度（1997年4月～1998年3月）……39
平成10年度（1998年4月～1999年3月）……41
平成11年度（1999年4月～2000年3月）……43
平成12年度（2000年4月～2001年3月）……45
平成13年度（2001年4月～2002年3月）……47
平成14年度（2002年4月～2003年3月）……48
平成15年度（2003年4月～2004年3月）……49
平成16年度（2004年4月～2005年3月）……50

～平成6年度（～1994年4月～1995年3月）

推進協議会設立以前の世界・国内の動き

1974年　6月／ローランド（米）、フロンガスによるオゾン層破壊説発表
1985年　3月／「オゾン層の保護のためのウィーン条約」採択
1987年　9月／「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」採択（89年1月発効）
1988年　5月／日本、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」公布
1989年　5月／ウィーン条約第1回締約国会議及びモントリオール議定書第1回締約国会合（ヘルシンキ）
　　特定フロン全廃のためのヘルシンキ宣言を採択
1990年　6月／モントリオール議定書第2回締約国会合（ロンドン）
　　特定フロンの2000年全廃、1,1,1-トリクロロエタンの規制物質への追加等
1991年　3月／日本、オゾン層保護法の一部改正
　　6月／ウィーン条約第2回締約国会議及びモントリオール議定書第3回締約国会合（ナイロビ）
1992年　5月／「気候変動枠組条約」採択
　　6月／地球サミット（リオ・デ・ジャネイロ）
　　11月／モントリオール議定書第4回締約国会合（コペンハーゲン）
　　CFCの1996年全廃、HCFC、臭化メチルの規制物質への追加等
1993年　11月／ウィーン条約第3回締約国会議及びモントリオール議定書第5回締約国会合（バンコク）
1994年　3月／気候変動枠組条約が発効
　　6月／オゾン層保護法の一部改正
　　10月／モントリオール議定書第6回締約国会合（ナイロビ）

	推進協議会の動き	世界・国内の動き
平成6年		
12月14日	■ 設立総会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　大ホール 内容　①議事 第1号議案　規約の決定に関する件 第2号議案　役員の選出に関する件 第3号議案　会費に関する件 第4号議案　平成6年度事業計画に関する件 第5号議案　平成6年度収支予算に関する件 ②記念講演 「オゾン層保護のためのフロン回収・処理の意義と課題」 講演者：京都大学 環境保全センター　酒井 伸一 氏	
	■ 平成6年度理事会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　大ホール 内容　役員の選出	
平成7年		**1995　1月** 日本、四塩化炭素、臭化メチル規制開始 日本、阪神・淡路大震災
2月10日	■ 広報紙「トライアングル」第1号を発行	
2月13日	■ ボランティアの方々の支援を得て被災地域でのフロン回収を開始	**1995　3月** 気候変動枠組条約第1回締約国会議（COP1 ベルリン） 「ベルリン・マンデート」 先進国の取組についてCOP3までに議定書等の形で結論を得ることを目指し検討を開始
3月　1日	■ 広報紙「トライアングル」第2号を発行	
3月	■ 「冷媒フロン回収マニュアル」発行	
	■ フロン回収促進のためのリーフレットを作成（兵庫県委託事業）	
	■ フロン回収状況実態把握調査の実施（兵庫県委託事業）	

平成7年度（1995年4月～1996年3月）

	推進協議会の動き	世界・国内の動き
平成7年		
4月 1日	■ 市町等に対する回収装置等購入補助金交付事業（兵庫県補助事業） （～平成8年3月31日）	**4月** 日本、気象庁がまとめた「オゾン層観測報告1994」で、1994年9月に南極上空のオゾンホールの面積が過去最大の約2,400平方kmを記録したことを公表
4月27日	■ ボランティアの方々の支援によるフロン回収終了	
5月 1日	■ 広報紙「トライアングル」第3号を発行	
5月16日	■ 平成7年度第1回理事会を開催 場所　兵庫県中央労働センター301号室	日本、関係18省庁による「オゾン層保護対策推進会議」を設置
6月 2日	■ フロン回収中間報告会―ボランティアの集いを開催	
6月13日	■ 平成7年度通常総会を開催 場所　兵庫県教育会館　5階ホール 内容　①議事 第1号議案　平成6年度事業報告並びに収支決算に関する件 第2号議案　平成7年度事業計画に関する件 第3号議案　平成7年度収支予算に関する件 第4号議案　役員の変更に関する件 ②報告事項 (ア)寄付の受け入れについて (イ)被災地域でのフロン回収について (ウ)専門委員会規定の制定について ③シンポジウム　「震災におけるボランティア活動とフロン回収」 パネルディスカッション ＜コーディネーター＞ 中瀬 勲 氏（県立人と自然の博物館 研究開発部長） ＜パネリスト＞ 相川 康子 氏（神戸新聞社） 大野木 克彦 氏（兵庫ダイハツ販売（株）） 筒井 信博 氏（兵庫県廃家電品適正処理協力協議会・（財）家電製品協会） 山本 達士 氏（（財）神戸学生・青年センター）	**6月** 日本、「オゾン層保護対策推進会議」においてCFC等の回収・再利用・破壊の促進対策を取りまとめ
6月23日	■ 被災地域におけるフロン回収の協力を各方面に呼びかけ	
7月 1日	■ 被災地における「フロン回収作業チーム」発足、回収作業開始 （兵庫県回収フロン処理支援事業補助事業、環境事業団地球環境基金助成事業） ■ 広報紙「トライアングル」第4号を発行	**7月** 日本、オゾン層保護対策推進月間 兵庫県、「環境の保全と創造に関する条例」公布、全国ではじめてフロンの放出禁止を規定
7月21日	■ 平成7年度第2回理事会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　301号室	
7月26日	■ 冷媒フロン回収技術講習会を開催	
8月29日	■ 平成7年度第1回業務用低温機器対策委員会を開催 場所　兵庫県民会館　12階2号室	
8月30日	■ 平成7年度第1回カーエアコン対策委員会を開催 場所　兵庫県民会館　亀の間 ■ 平成7年度第1回電気冷蔵庫対策委員会を開催 場所　兵庫県民会館　亀の間	

	推進協議会の動き	世界・国内の動き
9月 8日	■ フロン回収状況実態把握調査の実施（兵庫県委託事業）（～平成8年3月31日）	**9月** 兵庫県、「環境の保全と創造に関する条例」に基づくフロン放出禁止規制施行に向けて特定物質等の指定について「環境審議会」に諮問
10月27日	■ 平成7年度第2回カーエアコン対策委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　サークル2号室	
	■ 平成7年度第2回業務用低温機器対策委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　サークル2号室	
10月30日	■ 平成7年度第2回電気冷蔵庫対策委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　サークル2号室	
11月11日	■ ひょうごエコフェスティバル '95に参加 場所　姫路市大手前公園	
11月13日	■ 平成7年度第1回企画委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　401号室	
12月15日	■ リース事業実施のためのフロン回収装置等の購入（兵庫県補助事業）（～31日）	**12月** モントリオール議定書第7回締約国会合（ウィーン） HCFCの2020年全廃、臭化メチルの2010年全廃、途上国に対する規制スケジュールの設定
平成8年		
1月 1日	■ 広報紙「トライアングル」第5号を発行	
1月25日	■ 環境・ひと・くらしのファーラム 「環境の保全と創造をめざして」―私たちは今何をすべきか―の開催 （兵庫県委託事業、兵庫県、尼崎市、（財）あまがさき未来協会と共催） 場所　アルカイックホール・オクト（尼崎市） 内容 第1部　特別講演会 テーマ：環境と人との共生～熱帯雨林からのメッセージ ―現代文明の向こうへの着地をめざして～ 講　師：京都大学生態学研究センター　井上 民二 教授 第2部　フロン回収・処理シンポジウム ○基調講演 テーマ：ドイツにおける循環型社会の形成 講　師：ドイツバイエルン州廃棄物研究所 ジョセフ・トランクラー 副所長 ○パネルディスカッション テーマ：フロン回収・処理社会システムの形成に向けて ―恵み豊かな環境を次世代へ― コーディネーター：国際協力事業団　石 弘之 参与 パネリスト：京都大学環境保全センター　酒井 伸一 助教授 ドイツバイエルン州廃棄物研究所 ウォルフガング・ロンメル 工学部長 ストップ・フロン全国連絡会　石井 史　代表 兵庫県フロン回収・処理推進協議会　長本 政子 理事	IPPC（気候変動に関する政府間パネル）第2次評価報告書公表 **1月** 日本、HCFC、HBFC規制開始
2月19日	■ 平成7年度第3回業務用低温機器対策委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　401号室	
2月20日	■ 平成7年度第3回電気冷蔵庫対策委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　203号室	
2月26日	■ 平成7年度第3回カーエアコン対策委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　サークル2号室	
3月12日	■ 平成7年度第2回企画委員会を開催 場所　ひょうご共済会館　B会議室	**3月** 日本、化学品審議会が、今後のオゾン層保護対策のあり方について中間報告
3月28日	■ 平成7年度第3回理事会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　視聴覚室	
3月	■ 兵庫県フロン回収・処理推進協議会のあらましを発行	

平成8年度（1996年4月～1997年3月）

	推進協議会の動き	世界・国内の動き
平成8年		
4月 1日	■ 回収フロン処理システム事業を開始 ■ フロン回収装置等購入補助事業の実施（兵庫県補助事業）（平成9年3月31日まで） ■ 広報紙「トライアングル」第6号を発行	
5月20日	■ 平成8年度第1回理事会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　301号室	**5月** 日本、環境庁「CFC破壊処理ガイドライン」を公表
5月27日	■ フロン回収状況実態把握調査の実施（兵庫県委託事業） （～平成9年3月31日）	
6月13日	■ 平成8年度第1回企画委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　401号室	**6月** 兵庫県、「兵庫県環境基本計画」策定
6月20日	■ 平成8年度通常総会を開催 場所　兵庫県教育会館　5階ホール 内容　①感謝状贈呈　「被災地域からのフロン回収事業」で多大な貢献のあった次の5事業所・団体に対し、感情を贈呈した。 ・(株)市川環境エンジニアリング ・(財)家電製品協会近畿地区事務所 ・(有)池田冷暖房サービス ・ダイキン工業(株)サービスステーション ・日立冷熱(株)関西支店 ②議事 第1号議案　平成7年度事業報告並びに収支決算に関する件 第2号議案　平成8年度事業計画に関する件 第3号議案　平成8年度収支予算に関する件 第4号議案　役員の選任に関する件 ③報告事項 (ア)会員の加入及び会費に関する特別措置等について (イ)「会費に関する規程」の改正について (ウ)回収フロン処理規程の制定について (エ)被災地域からのフロン回収状況について (オ)フロン回収装置の無償供与について (カ)フロン回収装置運用基本方針について ④特別講演 「フロン規制の国際的動向と破壊技術の現状について」 講師：通商産業省工業技術院　資源環境技術総合研究所 総括研究調査官 工学博士　水野 光一 氏 ■ 広報紙「トライアングル」第7号を発行	日本、平成7年度オゾン層の監視結果に関する年次報告で、南極上空に最大規模であった過去3年間と同程度のオゾンホールが出現したと公表
6月28日 ～7月9日	■ フロン放出禁止規制にかかる条例説明会を県内3カ所で開催 併せてフロン回収技術講習会を実施（兵庫県委託事業）	
6月	■「環境の保全と創造に関する条例 特定物質（フロン）排出規制関係条例・規則・告示・通達集」の作成（兵庫県委託事業） ■「フロン回収マニュアル」の作成（兵庫県委託事業）	

	推進協議会の動き	世界・国内の動き
7月17日~18日	■ ひょうご・食の復興フェアに出展 場所　神戸国際展示場 内容　・推進協議会の活動パネル及びフロン回収装置の展示 ・フロン回収のためのパンフレット、UVチェックカードの配布　等	**7月** 日本、オゾン層保護対策推進月間 気候変動枠組条約第2回締約国会議（COP2 ジュネーブ）
8月 1日	■ フロン回収装置リース事業を開始	
8月22日	■ 平成8年度第2回理事会（書面表決）の表決決定	兵庫県、「環境の保全と創造に関する条例」に基づくフロン放出禁止規制が施行
9月10日	■ 広報紙「トライアングル」第8号を発行	
9月16日	■ オゾン層保護国際シンポジウムへの後援及び参加 推進協議会にストップ・フロン賞が贈られる 場所：大阪国際交流センター 内容：フロン放出禁止規則条例集、パンフレット、ステッカー、広報紙等の配布	
10月18日 ~20日	■ 環境・人にやさしいライフスタイル展・環境問題懇談会に参加 場所：イズミヤ西神戸店	
10月22日	■ 普及啓発用パンフレットの改訂版「フロン回収とわたしたち」及び啓発用ステッカーを作成	
10月26日 ~27日	■ ひょうごエコフェスティバル'96に参加 場所　明石西公園 内容　・推進協議会の活動パネルの展示 ・フロン回収のためのパンフレット、ステッカーの配布 ・UVケアグッズの紹介 ・廃冷蔵庫からのフロン回収実演　等	
11月 8日	■ 地球環境研究神戸フォーラムへの参加 場所　兵庫県公館	**11月** オゾン層の保護のためのウィーン条約第4回締約国会議及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第8回締約国会合（コスタリカ・サンホセ）
11月22日	■ 平成8年度第1回カーエアコン対策委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　サークル3	
11月25日	■ 平成8年度第1回電気冷蔵庫対策委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　サークル3	
11月26日	■ 平成8年度第2回企画委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　401号室 ■ 平成8年度第1回業務用低温機器対策委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　401号室 ■ 平成8年度第3回理事会（書面表決）の表決決定	
12月18日	■ 「兵庫県フロン回収事業者名簿」の発行	**12月** 日本、環境庁に「地球温暖化対策推進本部」を設置
平成9年		
1月 1日	■ 広報紙「トライアングル」第9号を発行回収フロン破壊処理支援事業の	
1月10日	■ 実施（兵庫県補助事業）（3月28日まで）	
2月14日	■ 平成8年度第4回理事会を開催 場所　（株）神戸製鋼所加古川製鉄所　小ホール	
2月28日	■ 平成7年2月13日から開始された被災地域のフロン回収事業が終了	
3月19日	■ 平成8年度第3回企画委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　401号室	**3月** 兵庫県、「兵庫県地球温暖化防止地域推進計画」を策定
3月24日	■ 平成8年度第5回理事会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　301号室	日本、気候変動対策国際戦略世界会議（環境庁主催）が京都市で開催
3月	■ 「阪神・淡路大震災　被災地域からのフロン回収―その記録」の作成（環境事業団基金助成事業）	

平成9年度（1997年4月～1998年3月）

	推進協議会の動き	世界・国内の動き
平成9年		
4月 1日	■ フロン回収用ボンベリース事業を開始	**4月**
5月 1日	■ 広報紙「トライアングル」第10号を発行	日本、気象庁オゾン層情報センターの発表により、北極圏の3月のオゾン量が平年より30%以上減少し、過去最悪になったことが明らかに
5月19日	■ 平成9年度第1回企画委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　401号室	
5月22日	■ 平成9年度第1回理事会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　303号室	日本、通産省が特定フロンの回収プログラムを策定
6月18日	■「兵庫県フロン回収事業者名簿」第2版を発行	
6月24日	■ 平成9年度通常総会を開催 場所　神戸市教育会館　6階ホール 内容　①感謝状贈呈 ②フロン回収装置贈呈式 ③議事 第1号議案　平成8年度事業報告並びに収支決算に関する件 第2号議案　平成9年度事業計画に関する件 第3号議案　平成9年度収支予算に関する件 第4号議案　役員の選任に関する件 ④報告事項 会員の加入について ⑤特別講演 「オゾン層破壊の現状と今後について」 講師：名古屋大学太陽地球研究所 教授　岩坂 泰信 氏	
7月10日	■ 広報紙「トライアングル」第11号を発行	**8月**
7月14日	■ フロン回収状況実態把握調査の実施（兵庫県委託事業） （～平成10年3月31日）	日本、成層圏オゾン層保護に関する検討会排出抑制分科会報告書「CFC等の回収・破壊の促進について」を公表
7月23日	■ 平成9年度第2回企画委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター401号室	日本、「平成8年度オゾン層等の監視結果に関する報告書」公表
7月31日		
8月23日	■ 平成9年度第1回フロン回収・処理技術委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター401号室	**9月**
9月 1日		日本、オゾン層保護対策推進月間 前年まで7月としていたが、「国際オゾン層保護デー」（9月16日）にあわせ変更。
9月 5日	■ COP3 100日前兵庫イベントへの協賛	
10月 1日	■ 消費者向けフロン回収費用負担啓発リーフレット（カーエアコン用、電気冷蔵庫用）を作成（環境事業団地球環境基金助成事業）	モントリオール議定書第9回締約国会合（モントリオール） 臭化メチルの削減計画の前倒し、臭化メチルの非締約国との貿易の規制、不正取引防止のためのライセンシングシステムの導入等
10月15日	■ オゾン層保護対策促進セミナーへの協賛	
10月20日	■ ホームページの開設（環境事業団地球環境基金助成事業）・運用開始	
	■ 広報紙「トライアングル」第12号を発行	
10月25日	■ 平成9年度第2回フロン回収・処理技術委員会を開催 場所　神戸市教育会館　202号室	
～26日	■ ひょうごエコフェスティバル'97への出展 場所　明石西公園 内容　・推進協議会活動のパネルの展示 ・フロン回収のためのパンフレット、ステッカーの配布	日本、「オゾン層保護対策推進会議」においてCFC等の回収・再利用・破壊の促進方策を取りまとめ 日本、産業界が特定フロン回収に関する自主計画を策定

	推進協議会の動き	世界・国内の動き
	・UVケアグッズの紹介 ・推進協議会のホームページ閲覧用ノートパソコンの設置 ・廃冷蔵庫からのフロン回収実演　等	
10月27日	■ 平成9年度第1回カーエアコン対策委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　401号室	
11月12日	■ 普及啓発用パンフレット「フロン回収とわたしたち ―オゾン層の保護に向けて地域から―」改訂版を作成	
11月23日 ～24日	■ オゾン層保護・地球温暖化防止NGO国際フォーラムへの参加 場所　西山記念会館 内容　・推進協議会活動のパネル展示 ・パンフレットの配布　等	
11月27日	■ 平成9年度第3回フロン回収・処理技術委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　401号室	
11月27日 ～30日	■ 地球環境フェア in 神戸 '97への出展 場所　神戸国際展示場 内容　・推進協議会活動のパネル ・フロン回収装置の展示 ・フロン回収のためのパンフレット及び回収装置のカタログの配布 ・推進協議会ホームページ閲覧用ノートパソコンの設置　等	
12月15日	■「兵庫県フロン回収事業者名簿」第3版を発行	**12月** 気候変動枠組条約第3回締約国会議 （COP3 京都） 「京都議定書」の採択 先進国の温室効果ガス排出削減目標を決定
12月16日	■ 平成9年度第3回企画委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　202号室	
平成10年		
1月20日	■ 平成9年度第4回フロン回収・処理技術委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　401号室	
	■ 広報紙「トライアングル」第13号を発行	
1月30日	■ 回収事業者用フロン回収済・未回収ステッカーを作成 （環境事業団地球環境基金助成事業）	
2月10日	■ フロン回収技術マニュアルを作成（環境事業団地球環境基金助成事業）	
3月17日	■ 平成9年度第1回電気冷蔵庫対策委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　401号室	
3月19日	■ 平成9年度第2回カーエアコン対策委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　202号室	
	■ 平成9年度第1回業務用低温機器対策委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　202号室	
3月25日	■ 平成9年度第2回理事会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　小ホール	

平成10年度(1998年4月～1999年3月)

	推進協議会の動き	世界・国内の動き
平成10年		
5月15日	■ 平成10年度第1回企画委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　501号室	**4月** 日本、産業界は代替フロン等3ガス排出抑制に関する自主行動計画を策定
5月25日	■ 平成10年度第1回理事会を開催 場所　兵庫県民会館　1001号室	**5月** 日本、化学品審議会がHFC等の排出抑制対策の取組について中間報告
6月 1日	■ 広報紙「トライアングル」第14号を発行	
6月24日	■ フロン回収状況実態把握調査の実施(兵庫県委託事業) (～平成11年3月31日)	**6月** 日本、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」公布
6月26日	■ 平成10年度通常総会を開催 場所　兵庫県民会館　11階ホール 内容　①議事 第1号議案　平成9年度事業報告並びに収支決算に関する件 第2号議案　平成10年度事業計画に関する件 第3号議案　平成10年度収支予算に関する件 第4号議案　役員の選任に関する件 ②報告事項 報告事項1　回収フロン処理システムの変更に関する件 報告事項2　会員の入会に関する件 ③特別講演 「オゾン層保護対策の現状と課題について」 講演者:通商産業省基礎産業局オゾン層保護対策室 室長補佐　佐分利 応貴 氏	日本、「地球温暖化対策推進大綱」閣議決定 日本、「オゾン層保護法第3条第1項の規定に基づく同項第1号から第3号に揚げる事項」を一部改正し、臭化メチルの生産量等の基準限度を変更 日本、「平成9年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」を公表
	■ 「兵庫県フロン回収事業者名簿」第4版を作成	
7月16日	■ 地球温暖化防止県民フォーラムin東播磨を共催	
7月21日	■ 地球温暖化防止県民フォーラムin西播磨を共催	
7月22日	■ 回収フロンの処理依頼運用マニュアル(改訂版)を発行	
7月27日	■ 広報紙「トライアングル」第15号を発行	
8月 3日	■ 新「回収フロン処理システム」の運用開始	
8月19日	■ 平成10年度第1回電気冷蔵庫対策委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　203号室	
8月24日	■ 平成10年度第1回カーエアコン対策委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　203号室	
	■ 平成10年度第1回業務用低温機器対策委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　203号室	
8月28日	■ 地球温暖化防止県民フォーラムin阪神を共催	
9月 1日	■ オゾン層保護大賞「環境庁長官賞」を受賞	**9月** 日本、オゾン層保護対策推進月間
9月 9日	■ 地球温暖化防止県民フォーラム in 但馬を共催	
9月25日	■ オゾン層保護セミナーへの協賛・技術講習会の開催	
9月30日	■ 地球温暖化防止県民フォーラム in 丹波を共催	

	推進協議会の動き	世界・国内の動き
10月 3日 ～4日	■ ひょうごエコフェスティバル '98への出展 場所　明石西公園 内容　・推進協議会活動のパネル展示 ・フロン回収のためのパンフレット、UVチェックカードの配布 ・紫外線の測定 ・廃冷蔵庫からのフロン回収実演　等	**10月** 日本、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の公布
10月12日	■ 平成10年度第2回企画委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　501号室	
10月15日	■ 地球温暖化防止県民フォーラムin神戸を共催	
10月20日	■ 地球温暖化防止県民フォーラムin淡路を共催	
11月10日	■ 広報紙「トライアングル」第16号を発行	**11月** 気候変動枠組条約第4回締約国会議 (COP4 ブエノスアイレス)
11月26日	■ 平成10年度第2回理事会（書面表決）の表決決定	
12月 8日	■ 推進協議会の案内（改訂版）を作成	モントリオール議定書第10回締約国会合（カイロ）
12月21日	■ 啓発パンフレット「フロンを回収しよう!」を作成	
12月22日	■ 平成10年度第1回代替フロン対策委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　501号室	**12月** 日本、地球温暖化防止月間
平成11年		
1月11日	■ 広報紙「トライアングル」第17号を発行 ■ 「兵庫県フロン回収事業者名簿」第5版を作成	
1月22日	■ 平成10年度第3回理事会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　403号室	
2月19日	■ 省資源・省エネルギー運動県民大会への協賛	
3月23日	■ 平成10年度第2回電気冷蔵庫対策委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　501号室	**3月** 日本、環境庁「CFC破壊処理ガイドライン」を改訂
3月24日	■ 平成10年度第2回業務用低温機器対策委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　501号室	
3月30日	■ 平成10年度第2回カーエアコン対策委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　501号室	

平成11年度（1999年4月～2000年3月）

	推進協議会の動き	世界・国内の動き
平成11年		
4月30日	■ 広報紙「トライアングル」第18号を発行	**4月**
5月11日	■ 平成11年度第1回企画委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　203号室	日本、「地球温暖化対策に関する基本方針」閣議決定
5月19日	■ 平成11年度第1回理事会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　403号室	
	■ フロン回収促進計画の開始	
6月11日	■ フロン回収状況実態把握調査の実施（～平成12年3月31日）	**6月**
6月15日	■ 平成11年度通常総会を開催 場所　兵庫県民会館　11階ホール 内容　①議事 第1号議案　平成10年度事業報告並びに収支決算に関する件 第2号議案　平成11年度事業計画に関する件 第3号議案　平成11年度収支予算に関する件 第4号議案　役員の選任に関する件 ②報告事項 報告事項1　会員の入会に関する件 報告事項2　リースに関する実施要領の変更に関する件 報告事項3　平成11年度フロン回収促進計画に関する件 ③特別講演 「地球環境問題の動向とフロンの回収について」 講演者:オゾン層保護対策産業協議会　事務局長　原 穆 氏	世界環境デー記念式典を日本で開催
	■「兵庫県フロン回収事業者名簿」第6版を作成	
7月 1日	■ 平成11年度第2回企画委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　502号室	**7月** 日本、全国地球温暖化防止活動推進センターの指定
7月 8日	■ 平成11年度第1回電気冷蔵庫対策委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　502号室	日本、「平成10年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」公表
7月13日	■ 平成11年度第1回カーエアコン対策委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　402号室	
	■ 平成11年度第1回業務用低温機器対策委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　203号室	
7月21日～25日	■ 小学生（環境・ゴミ問題）作文・絵画コンクール作品展への出展 場所　明石市立産業交流センター 内容　・啓発パンフレット「フロンを回収しよう!」配布 ・フロン回収関係ビデオ、パネル展示　等	
7月30日	■ 広報紙「トライアングル」第19号を発行	
9月 4日	■ オゾン層保護兵庫フォーラムへの協賛	**9月** 日本、オゾン層保護対策推進月間
9月16日	■ フロン回収技術講習会を開催	
10月15日	■ 広報紙「トライアングル」第20号を発行	

	推進協議会の動き	世界･国内の動き
10月23日 ～24日	■ ひょうごエコフェスティバル '99への出展及び協賛 場所　県立明石公園 内容　･巨大絵本、フロン回収装置及びパネルの展示 ･オゾン層メッセージの募集 ･紫外線の測定　等	**10月** 気候変動枠組条約第5回締約国会議（COP5　ボン）
11月 9日	■ 地球温暖化防止県民フォーラム in 丹波の共催及び協賛	**11月** ウィーン条約第5回締約国会議及びモントリオール議定書第11回締約国会合（北京） HCFCの生産量規制の導入、ブロモクロロメタンを規制対象とする先進各国によるCFC管理戦略の策定および提出決定
11月17日	■ 地球温暖化防止県民フォーラム in 東播磨の共催及び協賛	
12月 1日	■ 地球温暖化防止県民フォーラム in 西播磨の共催及び協賛	
12月 3日	■ 地球温暖化防止県民フォーラム in 但馬の共催及び協賛	
12月 7日	■ 啓発リーフレット「フロンを回収しなきゃ!」を作成	
12月15日	■ 地球温暖化防止県民フォーラム in 淡路の共催及び協賛	**12月** 日本、地球温暖化防止期間
12月16日	■ 地球温暖化防止県民フォーラム in 阪神の共催及び協賛	
平成12年		
1月14日	■ 広報紙「トライアングル」第21号を発行	
1月18日	■ 平成11年度第2回理事会（書面表決）の表決決定	
1月27日	■ 地球温暖化防止県民フォーラムin神戸の共催及び協賛	
2月 8日	■ 平成11年度第3回理事会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　301号室	
2月18日	■ 平成11年度兵庫県省資源･省エネルギー運動県民大会への協賛	**3月** 兵庫県、「新兵庫県地球温暖化防止促進計画」策定
3月30日	■ 平成11年度合同専門委員会を開催 場所　兵庫県中央労働センター　403号室	

平成12年度（2000年4月～2001年3月）

	推進協議会の動き	世界・国内の動き
平成12年		**4月** 兵庫県、兵庫県地球温暖化防止活動推進センターを指定
5月19日	■ 平成12年度第1回企画委員会を開催 場所　兵庫県不動産会館　602号室	
6月 1日	■ 平成12年度第1回理事会を開催 場所　ひょうご女性交流館　301会議室	
	■ 回収フロン処理規程を改正し、処理対象にHFC134aを加える	
6月19日	■ 平成12年度通常総会を開催 場所　兵庫県私学会館　大ホール 内容　①議事 第1号議案　平成11年度事業報告並びに収支決算に関する件 第2号議案　平成12年度事業計画に関する件 第3号議案　平成12年度収支予算に関する件 第4号議案　役員の選任に関する件 ②報告事項 報告事項1　会員の入会に関する件 報告事項2　回収フロン処理規程の変更に関する件 報告事項3　平成12年度フロン回収促進計画に関する件 報告事項4　フロン回収認定事業所制度実施要領に関する件 ③特別講演 「持続可能社会とは…循環の視点から…」 講演者：京都大学大学院 教授　内藤 正明 氏	
7月17日	■ フロン回収状況実態把握調査の実施（兵庫県委託事業） （～平成13年3月30日）	**7月** 日本、「平成11年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書と公表 （1）南極上空のオゾンホールは規模の大きい状態で推移 （2）オゾン全量は高緯度ほど減少傾向が強い （3）北半球中緯度ではCFCは減少へ 等
7月31日	■ 広報紙「トライアングル」第22号を発行	
8月 1日	■ フロン回収認定事業所制度を開始 ■ 兵庫県地球温暖化防止活動推進センター設立記念シンポジウム・地球温暖化防止県民フォーラム in 神戸を共催	
8月 9日	■ 平成12年度第2回企画委員会を開催 場所　神戸市教育会館　201号室	**8月** 兵庫県、兵庫県地球温暖化防止活動推進員を委嘱
8月23日	■ 平成12年度第1回カーエアコン対策委員会を開催 場所　神戸市教育会館　402号室	
9月19日	■ オゾン層保護フォーラム（フロン回収技術講習会）を開催	**9月** 日本、オゾン層保護対策推進月間
9月21日	■ 大気環境に関する講演会への協賛	
10月15日	■ 広報紙「トライアングル」第23号を発行	**11月** 気候変動枠組条約第6回締約国会議（COP6　ハーグ） 京都議定書の運用ルールについて決定する予定であったが、合意は不成立、会議中断
10月27日	■ 啓発パンフレット「フロンを回収しよう!」を作成	
10月28日	■ グリーンエネルギーセミナーを共催	
10月28～29日	■ ひょうごエコフェスティバル2000への協賛	
10月～	■ 地球温暖化防止地域別フォーラムを共催（～平成13年1月）	**12月** 日本、地球温暖化防止月間
12月10日	■ 地球温暖化防止・オゾン層保護兵庫市民フォーラムへの協賛	
12月15日	■ 広報紙「トライアングル」第24号を発行	モントリオール議定書第12回締約国会合（ブルキナファソ・ワガドゥグ）

	推進協議会の動き	世界·国内の動き
平成13年		
1月19日	■ 広報紙「トライアングル」第25号を発行	**1月** 日本、環境省発足
1月26日	■ 平成12年度第2回理事会（書面表決）の表決決定	
2月14日	■ 平成12年度第3回理事会を開催 場所　ひょうご女性交流館　301会議室	
2月19日	■ 平成12年度兵庫県省資源·省エネルギー運動県民大会への協賛	
3月28日	■ 平成12年度合同専門委員会を開催 場所　神戸市教育会館　202号室	**3月** アメリカが京都議定書不支持を表明

平成13年度（2001年4月～2002年3月）

	推進協議会の動き	世界・国内の動き
平成13年		
5月11日	■ 平成13年度第1回企画委員会を開催 場所　神戸市教育会館　202号室	**4月** IPCC第3次評価報告書
5月16日	■ 平成13年度第1回理事会を開催 場所　ひょうご女性交流館　301会議室	日本、「家電リサイクル法」施行
6月 4日	■ 平成13年度通常総会を開催 場所　パレス神戸　大会議室 内容　①議事 第1号議案　平成12年度事業報告並びに収支決算に関する件 第2号議案　平成13年度事業計画に関する件 第3号議案　平成13年度収支予算に関する件 第4号議案　役員の選任に関する件 ②報告事項 報告事項1　会員の入会に関する件 報告事項2　平成13年度フロン回収促進計画に関する件 報告事項3　専門委員会設置規程の変更に関する件 ③記念講演 「太陽紫外線が健康に与える影響について」 講演者：神戸大学医学部 教授　市橋 正光 氏	**6月** 気候変動枠組条約第6回締約国会議再開会合（COP6.5 ボン） 「ボン合意」を採択 日本、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」公布
7月 4日	■ フロン回収状況実態把握調査の実施（兵庫県委託事業）（～平成14年3月31日）	**7月** 日本、「国家CFC管理戦略」をUNEPに提出
7月14日	■ フロン回収破壊法成立関西祝賀会への協賛	
7月31日	■ 広報紙「トライアングル」第26号を発行	
8月28日	■ 平成13年度合同専門委員会を開催 場所　神戸市教育会館　501号室	
9月 6日	■ 平成13年度第2回理事会（書面表決）の表決決定	**9月** 日本、オゾン層保護対策推進月間
9月26日	■ 平成13年度臨時総会を開催 場所　兵庫県農業共済会館　大会議室 内容　①議案　役員の選任に関する件 ②研修会 ・「オゾン層破壊・地球温暖化とフロン」 講師：群馬大学教育学部 助教授　西園 大実 氏 ・「フロン回収破壊法について」 講師：環境省地球環境局環境保全対策課 調査官　笠井 俊彦 氏	**10月** 気候変動枠組条約第7回締約国会議（COP7 マラケシュ） **11月** モントリオール議定書第13回締約国会合（コロンボ） **12月** 地球温暖化防止月間
10月27～28日	■ ひょうごエコフェスティバル2001への協賛	
11月 6日	■ 環境保全に関する講演会への協賛	日本、「フロン回収破壊法」第一種フロン類回収業者の登録・フロン類破壊業者の許可関係 施行
12月20日	■ グリーンエネルギーセミナーを共催	
平成14年		
2月14日	■ 平成13年度第3回理事会（書面表決）の表決決定	**3月** 地球温暖化対策推進大綱改定
2月19日	■ 省資源・省エネルギー運動県民大会への協賛	
3月29日	■ 平成13年度第2回合同専門委員会を開催 場所　神戸市教育会館　404号室	「特定製品の使用及び廃棄に際してフロン類の排出抑制に関する指針」公布

平成14年度（2002年4月～2003年3月）

	推進協議会の動き	世界・国内の動き
平成14年		
5月20日	■ 平成14年度第1回企画委員会を開催 場所　神戸市教育会館　201号室	**4月** 日本、「フロン回収破壊法」第一種特定製品からのフロン類の回収破壊、第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者の登録関係　施行
5月27日	■ 平成14年度第1回理事会を開催 場所　ひょうご女性交流館　301会議室	
6月24日	■ 平成14年度通常総会を開催 場所　兵庫県県民会館　11階ホール 内容　①議事 第1号議案　平成13年度事業報告並びに収支決算に関する件 第2号議案　収益事業の終了に関する件 第3号議案　平成14年度事業計画に関する件 第4号議案　平成14年度収支予算に関する件 第5号議案　役員の選任に関する件 ②報告事項 報告事項1　会員の入会に関する件 報告事項2　平成14年度フロン回収促進計画に関する件 ③特別講演 「オゾン層の現状と将来について」 講演者:独立行政法人 国立環境研究所 総合研究官　今村 隆史 氏	**6月** 日本、京都議定書を批准 日本、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布
		7月 日本、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」公布
		8月 日本、「平成13年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」公表 （1）南極上空のオゾンホールは9月後半最大規模に達した （2）オゾン全量の長期的な傾向は低緯度を除いた地域で減少 等 地球サミット（国連環境開発会議）開催（ヨハネスブルク）
	■ フロン回収認定事業所制度の終了	
7月 5日	■ 広報紙「トライアングル」第27号を発行	**9月** 日本、オゾン層保護対策推進月間
7月30日	■ フロン回収状況実態把握調査の実施（兵庫県委託事業） （～平成15年3月30日）	
9月11日	■ 平成14年度合同専門委員会を開催 場所　神戸市教育会館　203号室	**10月** 日本、「フロン回収破壊法」第二種特定製品からのフロン類回収破壊関係　施行
10月12･13日	■ ひょうごエコフェスティバル2002への協賛	気候変動枠組条約第8回締約国会議（COP8 ニューデリー）
12月11日	■ フロン回収技術講習会を開催	
12月25日	■ 広報紙「トライアングル」第28号を発行	**11月** ウィーン条約第6回締約国会議及びモントリオール議定書第14回締約国会合（ローマ）
12月31日	■ 回収フロン処理システム事業の終了	
12月31日	■ フロン回収装置等リース事業の終了	**12月** 日本、地球温暖化防止月間
平成15年		
1月17日	■ 広報紙「トライアングル」第29号を発行	
2月13日	■ 省資源･省エネルギー運動県民大会への協賛	
2月27日	■ 平成14年度第2回理事会を開催 場所　ひょうご女性交流館　301号室	

平成15年度（2003年4月～2004年3月）

	推進協議会の動き	世界・国内の動き
平成15年		
5月12日	■ 平成15年度第1回企画委員会を開催 場所　神戸市教育会館　201号室	
5月22日	■ 平成15年度第1回理事会を開催 場所　兵庫県公社館　特別会議室	
6月17日	■ 平成15年度通常総会を開催 場所　神戸市教育会館　大ホール 内容　①議事 第1号議案　平成14年度事業報告並びに収支決算に関する件 第2号議案　特別会計の精算及び資産の処分に関する件 第3号議案　平成15年度事業計画に関する件 第4号議案　平成15年度収支予算に関する件 第5号議案　役員の選任に関する件 第6号議案　会員の除名に関する件 ②報告事項 報告事項1　会員の入会に関する件 報告事項2　平成15年度フロン回収促進計画に関する件 ③特別講演 「フロン対策と私たちの健康」 講演者：独立行政法人 国立環境研究所・化学物質環境リスク研究センター 健康リスク評価研究室長　青木 康展 氏	**7月** 日本、「平成14年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」公表 （1）オゾン全量の長期的な傾向は低緯度を除いた地域で減少傾向続く （2）北海道において、CFC-12の大気中濃度は1990年代後半以降ほぼ横ばい、CFC-11、113については減少。CFCの代替物質であるHCFCやHFCは増加傾向にある　等
	■ 平成15年度第2回理事会を開催 場所　神戸市教育会館　403号室	
7月18日	■ 広報紙「トライアングル」第30号を発行	**9月** 日本、オゾン層保護対策推進月間
9月 9日	■ 平成15年度第2回企画委員会を開催 場所　兵庫県民会館　7階ぼたん	
9月30日	■ 普及啓発用パンフレット「フロンを回収しよう!」を改訂	**11月** モントリオール議定書第15回締約国会合（ナイロビ）
10月4～5日	■ ひょうごエコフェスティバル2003への協賛	
11月27日	■ フロン回収技術講習会を開催	**12月** 日本、地球温暖化防止月間
12月10日	■ 広報紙「トライアングル」第31号を発行	
平成16年		気候変動枠組条約第9回締約国会議（COP9　ミラノ）
2月24日	■ 省資源・省エネルギー運動県民大会への協賛	
3月26日	■ 平成15年度合同専門委員会を開催 場所　神戸市教育会館　203号室	**3月** モントリオール議定書特別締約国会合（モントリオール）
3月31日	■ 広報紙「トライアングル」第32号を発行	

平成16年度（2004年4月～2005年3月）

	推進協議会の動き	世界・国内の動き
平成16年		
5月14日	■ 平成16年度第1回企画委員会を開催 場所　兵庫県民会館　1101号室	
5月25日	■ 平成16年度第1回理事会を開催 場所　兵庫県民会館　1201号室	
6月 7日	■ 絵本「オゾンそうって なんだろう」の県内小学校への配布	
6月18日	■ 平成16年度通常総会を開催 場所　兵庫県民会館　11階ホール 内容　①議事 第1号議案　平成15年度事業報告並びに収支決算に関する件 第2号議案　平成16年度事業計画に関する件 第3号議案　平成16年度収支予算に関する件 第4号議案　役員の選任に関する件 第5号議案　兵庫県フロン回収・処理推進協議会規約の一部改正に関する件 ②報告事項 報告事項1　会員の入会に関する件 報告事項2　平成16年度フロン回収促進計画に関する件 ③特別講演 「地球温暖化の仕組みと問題」 講演者：神戸海洋気象台　観測予報課 気象情報官　井関 俊郎 氏	
7月22日	■ 広報紙「トライアングル」第33号を発行	**7月** 日本、全国地球温暖化防止活動推進センター「ストップおんだん館」オープン
9月17日	■ フロン回収技術講習会を開催	**9月** 日本、オゾン層保護対策推進月間
11月15日	■ 平成16年度第2回理事会（書面表決）の表決決定	
12月13日	■ 広報紙「トライアングル」第34号を発行	
12月27日	■ 平成16年度第2回企画委員会を開催 場所　ひょうご女性交流館　302会議室	**11月** 日本、環境省がカンボジア政府環境省、国連環境計画（UNEP）と「アジア太平洋地域におけるオゾン層破壊物質（ODS）の回収破壊に関するワークショップ」を共催（カンボジア）
平成16年		
1月28日	■ 普及啓発用パンフレット「フロンを回収しよう!」を作成（改訂）	
2月16日	■ 省資源・省エネルギー運動県民大会への協賛	**11月** モントリオール議定書第16回締約国会合（プラハ）
3月 4日	■ 設立10周年記念講演会を開催 場所　兵庫県民会館　11階ホール ■ 推進協議会ホームページのリニューアル	
3月21日	■ ひょうごエコフェスティバル2004代替イベントへの協賛	**12月** 日本、地球温暖化防止月間
3月31日	■ 広報紙「トライアングル」第35号を発行	**1月** 日本、「自動車リサイクル法」本格施行 **2月** 京都議定書発効

設立10周年記念事業

第3部

記念講演会　概要 ……52

記念講演
「オゾン層保護の30年
—フロン回収の促進をめざして—」……54

「あなたにも伝えたい、大震災からの10年
—市民がフロン問題と出会って—」……56

兵庫県フロン回収·処理推進協議会

設立10周年記念講演会

平成17年3月4日（金）　14:00～16:45
於：兵庫県民会館 11階ホール

次　第

14:00	開　会	
	挨　拶	兵庫県フロン回収・処理推進協議会 常務理事　原田　彰 （兵庫県健康生活部環境局長）
14:10	祝　辞	環境省地球環境局環境保全対策課　フロン等対策推進室 室長　宇仁菅　伸介氏
14:20	記念講演	「オゾン層保護の30年―フロン回収の促進をめざして―」 東京大学名誉教授　富永　健 氏
15:20	記念講演	「あなたにも伝えたい、大震災からの10年―市民がフロン問題と出会って」 NPO法人ストップ・フロン全国連絡会 理事　萩　由美子 氏
16:30	閉　会	





兵庫県フロン回収・処理推進協議会設立10周年にあたり平成17年3月4日、兵庫県民会館において記念講演会を開催しました。

原田彰常務理事(兵庫県健康生活部環境局長)の開会挨拶に続き、環境省地球環境局環境保全対策課フロン等対策推進室の宇仁菅伸介室長より祝辞をいただきました。

記念講演には、休憩をはさんでお二方が登壇。「オゾン層保護の30年－フロン回収の促進をめざして－」と題して、東京大学名誉教授の富永 健氏から、「あなたにも伝えたい、大震災からの10年－市民がフロン問題と出会って」と題して、NPO法人ストップ・フロン全国連絡会理事の萩由美子氏から、貴重なお話をいただきました。

会場には、関係者をはじめ多くの方が集まり、質疑応答などを行って有意義な講演会になりました。



記念講演会の様子



受付の様子



記念講演会配布物

記念講演

オゾン層保護の30年
―フロン回収の促進をめざして―

東京大学名誉教授　富永　健　氏



兵庫県フロン回収・処理推進協議会設立10周年にあたり、お祝いを申し上げます。阪神・淡路大震災という未曾有の大災害からの復興途上で、貴協議会がフロン回収に先進的に取り組まれ、非常に優れた仕事をしてこられたことに敬意を表します。

貴協議会が設立された1995年は、オゾン層保護の上で大変重要な2つの出来事がありました。一つは、フロンがオゾン層を破壊することを発見したアメリカのローランドらがノーベル化学賞をもらったこと。オゾン層破壊という環境の問題が、科学的にも認められたということです。もう一つは、この95年いっぱいで、先進国でフロンの生産全廃が実現したことです。

オゾン層破壊やオゾン層保護という話は1974年に初めて言い出されました。最初はSFのように受け取られていましたが、10年ほどしてオゾンホールが見つかり、科学者だけではなく世界的に非常に大きなインパクトを与えました。このことが、ウイーン条約（85年）やモントリオール議定書（87年）の準備など国際的な取り組みの準備に対して大きな推進力になりました。

それに続く10年は、地球環境問題に初めて国際的に取り組んだ時代で、産業界ではフロンの代替品などを技術的に進めてきました。

そして、先進国で生産・消費が全廃された1995年から現在までの10年は、機器の中などに残っている冷媒を回収、再利用、破壊するという課題と、代替フロンが地球温暖化という新しい環境問題の原因になることがわかってきたこと、この2つが重要なキーワードになっています。

現在のオゾンホールの大きさは、南極大陸の2倍前後といわれています。オゾン層が1パーセント薄くなると、有害な紫外線が地上で1～2%増加し、人への影響では、よく知られているものでは、皮膚がんが増えます。肌の白い人たちの間では、皮膚がんが2～4%増えると専門機関が予測しています。白内障も0.6～1%増えるという予測があります。また、皮膚の下にある免疫システムが紫外線でダメージを受け、結果、がんの転移を受けやすくなったり、感染症が増えたり、ワクチンが効かなったりするといわれています。人間だけではなく、農作物、魚、

特に植物プランクトンに影響があるともいわれています。

最近の大気中のフロン濃度は、きわめて微量に減り始めているといえます。今後、きちんと規制していけば、オゾン層は、長期的には、ゆっくりですが回復するだろうといわれています。

地球環境問題というのは、進むのが非常に遅い。原因が出てから影響が出るのも遅いし、原因物質をゼロにしてもすぐに回復はしない。しかし、普通の公害問題とは違い、因果関係が最初からわかっているので、予防的な対応が大切だということがフロンの問題に取り組む中でわかりました。この考え方は、地球環境問題だけではなく、いろんな化学物質の規制にも影響しています。また、途上国に対して先進国が技術的な援助することによって、途上国も地球全体の環境問題に協力して取り組んでくれることがはっきりしてきました。

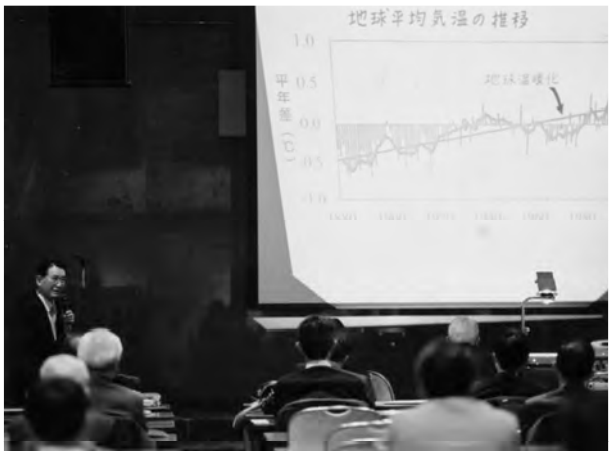
オゾン層問題は、地球環境問題として成功した、これまでのところ唯一の例だといわれており、今、地球温暖化にあたって議論されている途上国と先進国の問題など、さまざまな問題の解決の糸口となるようなこともすでに出てきています。

地球温暖化問題が大きく動き出したのは、90年代に地球温暖化防止枠組条約ができてからです。フロンは、地球温暖化についても強力な温室効果ガスということで、複雑な立場にあるといえます。温室効果ガスで、二酸化炭素を1とすると、CFCは5000倍から1万倍。HCFCは千数百倍。HCF134Aは1300倍…。フロン類は、量は少ないが係数が大きいので、現在、出来るだけ排出を防ぐことが考えられています。

環境問題を議論するうえで、原因物質の生産を規制し、より影響の少ないものに切り替えるのは技術的に一つの方向ですが、それが難しい場合に、もうひとつのオプションとして、環境中への放出量を減らすことが考えられます。フロンを回収、再利用し、最終的には破壊することが全廃後もなお不可欠です。オゾン層保護だけではなく、温暖化防止という二重の意味で重要です。

貴協議会におかれましては、優れた成果を引き続き出していただくとともに、ほかの自治体にも成功例として波及効果が大きいと思いますので、今後もご活躍を期待いたします。







記念講演

あなたにも伝えたい、大震災からの10年

―市民がフロン問題と出会って―

NPO法人ストップ・フロン全国連絡会　理事　萩　由美子　氏



兵庫県フロン回収・処理推進協議会の設立10周年、誠におめでとうございます。県民として心からのお祝いと共に先進地域としての長きに渡るリーダーシップに心より御礼申し上げます。ご縁があって各地でオゾン層保護について講演させていただくことがございますが、国レベルの法律が無い時にいち早く条例で、フロンの回収、破壊に取り組んで来た県に住むことを誇りに思ってまいりましたし、兵庫県のお取り組みを紹介させていただいております。本日は皆々様の御前で全くの釈迦に説法ですので、一県民がオゾン層破壊の恐ろしい現実に出会って10年間、何をしてきたのかを報告させていただきたいと思っております。

阪神淡路大震災の前年の9月、アメリカ先住民の人権問題に端を発してユタ、コロラド、ニューメキシコ、アリゾナを旅する事になった私は彼らの地球との共生や、アメリカ大陸に残るプリミティブで雄大な大地を体感することによって、地球と向き合う初めての機会を得ました。旅に出る前に友人が警告してくれた「アリゾナ砂漠を無防備に動いて日焼けをすると、後々、皮膚癌で命取りになる」「大地への固形ゴミ、川や海への液体ゴミ、もっとも厄介で、その上、法的な取り組みの難しいのがフロンなどの大気への回収不可能な気体ゴミ」「フロンの塩素等がオゾンホールを作り、有害紫外線が降り注ぐようになり、人類は命を脅かされている」と言った内容が旅の中で実感として伝わってきました。帰国後、目にした「カエル沈黙の春/オゾン層破壊による紫外線増加で卵の孵化率低下」という新聞記事がまるでB級SF映画の様な恐怖感を私にもたらし、現在、所属するNPO法人ストップ・フロン全国連絡会に参加する動機となりました。

奇しくもオゾン層破壊という大規模で恐ろしい問題に取り組む事が自身に起きた災難、震災による家屋への被害、そして父との辛い別れを越える痛みで痛みを消す作用となり、大震災からの心の復興のために、活動に没頭してゆくようになりました。あの被災地にあって兵庫県のフロン協さんは、職員やボランティアを募って瓦礫の中から危険と悪臭と戦いつつ冷蔵庫を引っ張り出しフロン回収に努めておられたことに今もなお感謝の気持ちでいっぱいですし、この地道で輝かしい行為を一人でも

多くに知っていただきたいと思っています。

フロン問題はオゾン層破壊のみならず温暖化促進の面でも今後も目が放せません。1995年6月にはニューヨーク・タイムスに、その当時フロンを適正に取り締まる事が出来ていなかった日本の悲しい実態を一面の意見広告を380万円を募って掲載しました。この事によってUNEPやEPAとのパイプが出来、後にモントリオール議定書会議へオブザーバー参加する等、国際的な窓が開きました。98年にはフロン実態調査のためにデンマーク、ドイツにでかけ、大型食料品店の冷蔵冷凍用ショーケースから家電までフロン以外のアンモニアや炭化水素等の冷媒でまかなわれている様子を見聞きし、脱フロン社会の経済的な仕組みを学びました。またオーストラリア、クイーンズランド州ブリスベーンの癌防止協会では子ども達への紫外線対策と教育を研修してきました。その他にも言い尽くせない数々の実体験と収集した情報を市民に分かりやすくシンポジウムで紹介したり、環境学習教材、子ども向けCDの録音、大きな帽子を被った「ハットちゃん」と言う着ぐるみの製作、紫外線防御のテント使用の啓発や特筆すべきは第1250回学校図書館協議会の選定図書にしていただいた「オゾン層ってなんだろう・日英二ヶ国語併記」絵本の制作にいたりました。この絵本はフロン協さんにより兵庫県の公立小学校に広く配布、寄贈していただいております。この場をお借りして重ねて御礼申し上げます。

家電リサイクル法、フロン回収破壊処理法、自動車リサイクル法、そして京都議定書の発効と、この10年間に生まれてきたフロンにかかわる約束事を正しく機能させるためにも市民啓発は益々重要です。今後共、兵庫県フロン回収・処理推進協議会の皆様の専門的なご指導とご尽力をお願い申し上げまして、ご報告とさせていただきます。長時間のご清聴と本日の素晴らしい機会を与えていただきましたことに感謝いたしまして、本業のヴァイオリンで「ふるさと」を演奏いたします。皆様も二酸化炭素をこの時ばかりは大いに出してお歌いくださいませ。どうも、ありがとうございました。







資料

第4部

4-1 回収フロン処理実績 ……60

4-2 予算規模の推移 ……62

4-3 会員数の推移 ……62

4-4 兵庫県フロン回収･処理推進協議会規約 ……63

4-5 会費に関する規程 ……67

4-6 専門委員会設置規程 ……68

4-7 回収フロン処理規程 ……69

4-8 フロン回収機器等のリースに関する実施要領 ……71

4-9 フロン回収に伴うボンベのリース実施要領 ……74

4-10 フロン回収認定事業所制度実施要領 ……77

4-11 役員一覧 ……80

4-12 専門委員会委員一覧 ……81

4-13 会員一覧 ……83

4-1　回収フロン処理実績

（単位：kg）

■ 平成8年度

	フロン11	フロン12	フロン113	フロン22	フロン502	フロン134a	計
4月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	**0.0**
5月	0.0	33.9	0.0	0.0	0.0	—	**33.9**
6月	0.0	205.6	0.0	0.0	0.0	—	**205.6**
7月	0.0	99.1	0.0	0.0	0.0	—	**99.1**
8月	534.4	268.4	0.0	0.0	0.0	—	**802.8**
9月	0.0	288.2	0.0	9.7	0.0	—	**297.9**
10月	0.0	169.9	0.0	0.0	0.0	—	**169.9**
11月	0.0	88.9	0.0	203.3	0.0	—	**292.2**
12月	0.0	307.7	0.0	0.0	0.0	—	**307.7**
1月	1,181.7	279.4	0.0	54.1	0.0	—	**1,515.2**
2月	0.0	355.0	0.0	268.2	0.0	—	**623.2**
3月	0.0	54.1	0.0	0.0	0.0	—	**54.1**
小計	1,716.1	2,150.2	0.0	535.3	0.0	0.0	**4,401.6**

■ 平成9年度

	フロン11	フロン12	フロン113	フロン22	フロン502	フロン134a	計
4月	0.0	549.5	380.0	25.6	0.0	—	**955.1**
5月	0.0	278.3	0.0	63.9	0.0	—	**342.2**
6月	0.0	211.9	0.0	42.6	0.0	—	**254.5**
7月	0.0	377.7	0.0	62.3	15.5	—	**455.5**
8月	0.0	390.5	0.0	0.0	0.0	—	**390.5**
9月	7.9	206.8	0.0	84.8	0.0	—	**299.5**
10月	579.6	362.5	0.0	253.4	0.0	—	**1,195.5**
11月	0.0	219.8	0.0	38.3	0.0	—	**258.1**
12月	2,793.6	550.7	168.0	433.8	0.0	—	**3,946.1**
1月	3,123.4	243.9	0.0	0.0	0.0	—	**3,367.3**
2月	2,540.0	491.9	0.0	433.4	12.3	—	**3,477.6**
3月	0.0	1,138.0	0.0	681.4	29.8	—	**1,849.2**
小計	9,044.5	5,021.5	548.0	2,119.5	57.6	0.0	**16,791.1**

■ 平成10年度

	フロン11	フロン12	フロン113	フロン22	フロン502	フロン134a	計
4月	2,577.8	798.9	0.0	365.7	10.4	0.0	**3,752.8**
5月	2,571.1	710.8	0.0	325.1	0.0	0.0	**3,607.0**
6月	0.0	833.9	0.0	84.3	0.0	0.0	**918.2**
7月	0.0	1,665.5	0.0	377.3	0.0	0.0	**2,042.8**
8月	—	840.2	—	236.8	0.0	0.0	**1,077.0**
9月	—	1,115.7	—	74.5	0.0	0.0	**1,190.2**
10月	—	1,859.0	—	157.9	0.0	0.0	**2,016.9**
11月	—	987.1	—	507.5	0.0	0.0	**1,494.6**
12月	—	1,268.5	—	316.0	0.0	15.7	**1,600.2**
1月	—	1,203.9	—	234.6	0.0	0.0	**1,438.5**
2月	—	865.0	—	101.4	0.0	0.0	**966.4**
3月	—	1,659.4	—	746.9	11.0	20.9	**2,438.2**
小計	5,148.9	13,807.9	0.0	3,528.0	21.4	36.6	**22,542.8**

■ 平成11年度

	フロン11	フロン12	フロン113	フロン22	フロン502	フロン134a	計
4月	—	946.2	—	230.4	34.9	0.0	**1,211.5**
5月	—	801.0	—	344.9	0.0	19.2	**1,165.1**
6月	—	954.9	—	347.6	9.1	0.0	**1,311.6**
7月	—	1,322.9	—	496.4	0.0	0.0	**1,819.3**
8月	—	571.8	—	294.2	89.6	58.3	**1,013.9**
9月	—	818.9	—	256.6	1.4	19.3	**1,096.2**
10月	—	1,161.8	—	558.5	0.0	9.8	**1,730.1**
11月	—	668.3	—	572.8	0.0	0.0	**1,241.1**
12月	—	687.4	—	480.7	0.0	0.0	**1,168.1**
1月	—	556.7	—	513.3	0.0	0.0	**1,070.0**
2月	—	1,000.8	—	749.9	17.3	11.0	**1,779.0**
3月	—	1,272.7	—	1,035.9	97.2	51.5	**2,457.3**
小計	0.0	10,763.4	0.0	5,881.2	249.5	169.1	**17,063.2**

■ 平成12年度

	フロン11	フロン12	フロン113	フロン22	フロン502	フロン134a	計
4月	—	918.4	—	590.7	18.8	20.3	**1,548.2**
5月	—	672.5	—	1,014.5	5.4	39.9	**1,732.3**
6月	—	715.1	—	814.0	166.2	38.6	**1,733.9**
7月	—	1,076.8	—	466.0	2.5	19.3	**1,564.6**
8月	—	765.1	—	913.6	27.5	64.0	**1,770.2**
9月	—	786.1	—	1,020.2	24.6	20.7	**1,851.6**
10月	—	698.8	—	758.9	37.0	29.3	**1,524.0**
11月	—	507.6	—	761.1	14.2	17.5	**1,300.4**
12月	—	482.1	—	1,070.8	16.7	66.1	**1,635.7**
1月	—	492.0	—	637.0	2.7	20.4	**1,152.1**
2月	—	685.7	—	1,180.2	92.4	75.1	**2,033.4**
3月	—	1,165.2	—	1,550.3	99.8	82.0	**2,897.3**
小計	0.0	8,965.4	0.0	10,777.3	507.8	493.2	**20,743.7**

■ 平成13年度

	フロン11	フロン12	フロン113	フロン22	フロン502	フロン134a	計
4月	—	477.8	—	842.5	23.2	73.9	**1,417.4**
5月	—	665.0	—	979.0	37.0	86.3	**1,767.3**
6月	—	156.9	—	760.7	107.3	111.0	**1,135.9**
7月	—	446.2	—	937.3	10.2	188.0	**1,581.7**
8月	—	86.9	—	505.4	29.1	94.5	**715.9**
9月	—	0.0	—	427.7	63.3	125.9	**616.9**
10月	—	0.0	—	432.2	17.4	124.6	**574.2**
11月	—	0.0	—	574.0	0.0	156.4	**730.4**
12月	—	0.0	—	527.9	0.0	96.1	**624.0**
1月	—	588.0	—	561.1	0.0	73.1	**1,222.2**
2月	—	549.3	—	1,686.9	24.7	143.6	**2,404.5**
3月	—	392.2	—	419.1	0.0	67.3	**878.6**
小計	0.0	3,362.3	0.0	8,653.8	312.2	1,340.7	**13,669.0**

■ 平成14年度

	フロン11	フロン12	フロン113	フロン22	フロン502	フロン134a	計
4月	—	404.6	—	899.2	—	150.3	**1,454.1**
5月	—	374.3	—	753.5	—	111.3	**1,239.1**
6月	—	524.6	—	714.2	—	260.7	**1,499.5**
7月	—	598.2	—	811.8	—	295.0	**1,705.0**
8月	—	320.3	—	1,095.6	—	209.3	**1,625.2**
9月	—	342.9	—	1,095.7	—	246.1	**1,684.7**
10月	—	537.1	—	754.2	—	294.8	**1,586.1**
11月	—	130.2	—	611.5	—	51.1	**792.8**
12月	—	80.1	—	853.2	—	98.9	**1,032.2**
1月	—	0.0	—	0.0	—	0.0	**0.0**
2月	—	0.0	—	0.0	—	0.0	**0.0**
3月	—	0.0	—	0.0	—	0.0	**0.0**
小計	0.0	3,312.2	0.0	7,588.9	0.0	1,717.5	**12,618.6**

4-2　予算規模の推移

（単位:円）

時　　点	一般会計	特別会計
平成 6年度	10,800,000	—
平成 7年度	12,600,000	—
平成 8年度	27,668,000	20,344,000
平成 9年度	17,900,000	11,724,600
平成10年度	13,200,000	15,573,479
平成11年度	13,000,000	24,792,000
平成12年度	12,470,000	24,792,000
平成13年度	10,920,000	16,322,000
平成14年度	12,880,000	12,195,000
平成15年度	14,950,000	—
平成16年度	14,310,000	—

4-3　会員数の推移

時　　点	A会員	B会員	賛助会員	合　計
平成 6年12月14日	290	63	1	354
平成 7年 6月13日	294	71	1	366
平成 8年 5月20日	302	81	1	384
平成 9年 5月22日	375	87	1	463
平成10年 5月25日	426	87	1	514
平成11年 5月19日	538	84	1	623
平成12年 6月 1日	548	86	1	635
平成13年 5月16日	465	86	1	552
平成14年 5月20日	465	85	1	551
平成15年 6月17日	431	81	1	513
平成16年 6月18日	408	80	1	489
平成17年 3月31日	395	73	1	469

4-4　兵庫県フロン回収・処理推進協議会規約

制　　定　平成6年12月14日　一部改正　平成16年6月18日

（名　称）
第1条　本会は、兵庫県フロン回収・処理推進協議会（以下推進協議会という）と称する。

（目　的）
第2条　推進協議会は、関係事業者、消費者、行政が一体となって、現在、社会的に広く普及している電気冷蔵庫、業務用冷凍機器、カーエアコン等に含まれるフロンを廃棄等の過程で回収し、回収フロンの的確な処理を推進するため、必要かつ関連する事業を実施していくことを目的とする。

（事　業）
第3条　推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（1）フロン回収・処理のための情報収集、普及啓発
（2）フロン回収・処理のための研修会等の開催及びその他支援のための事業
（3）フロン回収・処理に関する調査及び研究
（4）会員相互の情報及び技術の交流
（5）前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

（会　員）
第4条　推進協議会の会員は、次のとおりとする。
（1）正会員は、次の2種とする
①A会員は、業務を営む事業者であって推進協議会の目的に賛同して入会した者
②B会員は、地方自治体又は事業を営む関係団体であって推進協議会の目的に賛同して入会した者
（2）賛助会員は、推進協議会の事業を賛助するため入会した(1)の②以外の団体
2　推進協議会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（会　費）
第5条　会員は、別に定めるところにより、所定の期日までに会費を納入しなければならない。
2　特別の費用を必要とするときは、理事会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

（資格の喪失）
第6条　会員は、次の事由によって資格を喪失する。
（1）退会したとき
（2）死亡し、または会員である法人が解散したとき
（3）除名されたとき

（退　会）
第7条　会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届けを会長に提出しなければならない。

（除　名）
第8条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決を経て会長が除名することができる。
ただし、その会員に弁明の機会を与えなければならない。
（1）規約又は規程に違反し、推進協議会の運営を阻害したとき
（2）推進協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
（3）会費を3年以上滞納したとき

（会費等の不返還）
第9条　既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

（役　員）
第10条　推進協議会に、次の役員を置く。
（1）理事　　10名以上30名以内（うち会長1名及び常務理事2名）
（2）監事　　2名

（選任等）
第11条　理事及び監事は、総会でこれを選任し、会長及び常務理事は、理事の互選による。
2　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員の職務）
第12条　会長は、推進協議会を代表し、会務を統括する。
2　常務理事は、会長を補佐し、事務を処理する。
3　理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
4　監事は、民法第59条の職務を行う。

（役員の任期）
第13条　役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
2　役員は、再任されることができる。
3　役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員の解任）
第14条　役員が、次の各号の一に該当する場合は、総会の決議により解任することができる。
（1）心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき
（2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき（会議の種別）

（会議の種別）
第15条　推進協議会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（構　成）
第16条　総会は正会員をもって構成する。
2　理事会は、理事をもって構成する。

（権　能）
第17条　総会は、この規約に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
（1）事業計画及び収支予算
（2）事業報告及び収支決算
（3）その他推進協議会の運営に関する重要事項
2　理事会は、この規約に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
（1）総会の議決した事項の執行に関すること
（2）総会に付議すべき事項
（3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

（開　催）
第18条　通常総会は、年度終了後3ケ月以内に開催する。
2　臨時総会は、理事会が必要と認めたとき開催する。
3　理事会は、会長が必要と認めたとき開催する。

（招　集）
第19条　会議は、会長が招集する。
2　会議を招集するには、構成員に対し、会議の目的たる事項及び日時並びに場所を記載した書面をもって、開会の日の5日以前に通知しなければならない。

（議　長）
第20条　総会の議長は、その総会において、出席会員のなかから選任する。
2　理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数）
第21条　会議は、総会において正会員、理事会においては理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議　決）
第22条　総会の議事は、この規約に別に規定するもののほか、出席会員の過半数をもって決する。
2　理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。
3　可否同数のときは、議長がこれを決する。

（書面表決等）
第23条　やむを得ない理由のため、会議に出席できない正会員、理事はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

（専門委員会）
第24条　推進協議会に、第3条の事業を遂行するために、専門委員会を設けることができる。
2　専門委員会の設置及び運営に関する規則は、別に定める。

（資産の構成）
第25条　推進協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
（1）会費
（2）寄付金等
（3）事業に伴う収入
（4）資産から生ずる収入
（5）その他の収入

（資産の管理）
第26条　推進協議会の資産は、会長が管理し、その管理方法は理事会の議決により定める。

（経費の支弁）
第27条　推進協議会の経費は、資産をもって支弁する。

（予算及び決算）
第28条　推進協議会の収支予算は、総会の議決を経て定める。ただし、総会の日まで前年度の予算を基準として執行する。
2　収支決算は、年度終了後3ヶ月以内に、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

（特別会計）
第29条　推進協議会は、必要があるときは理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

（予算の更正及び補正）
第30条　緊急に予算の更正及び補正の必要が生じたときは、理事会において決定することができる。
ただし、この場合、次期総会の承認を得なければならない。

（会計年度）
第31条　推進協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（規約の改正）
第32条　本規約の改正は、総会の議決によらなければならない。

（事務局）
第33条　推進協議会の事務を処理するため、事務局を置く。
2　事務局は、兵庫県健康生活部環境局大気課に置く。

（補　則）
第34条　この規約に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、理事会の議を経て、会長が別に定める。

附　則
（施行期日）
1　この規約は、推進協議会の設立総会の日から施行する。
2　推進協議会の設立当初における入会者は、前項の規定する日に入会したものとみなす。
3　推進協議会の設立当初の役員は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによることとし、その任期は、平成8年3月31日までとする。
4　推進協議会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この規約の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5　推進協議会の設立当初の会計年度は、第31条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成7年3月31日までとする。

附　則
1　この規約は、平成16年6月18日から施行する。

4-5　会費に関する規程

制定　平成6年12月14日

兵庫県フロン回収･処理推進協議会規約第5条に規定する会員の会費は、この規程に定めるところによる。

（会　費）
第1条　会員の会費は、年額とし、次のとおりとする。
（1）正会員のうちA会員　10,000円
（2）正会員のうちB会員
① 兵庫県　100,000円
② 神戸市　50,000円
③ 大気汚染防止法に基づく政令市（神戸市を除く）　30,000円
④ その他の市及び町　20,000円
⑤ 関係団体（公益法人、一部事務組合を含む。）　20,000円
なお、理事会が認めた場合は、会費を免除し、又は、会員となるべき者で構成する団体が、それらの者にかわって会費を一括する場合の会費を別に定めることができる。
（3）賛助会員　20,000円

（臨時会費）
第2条　臨時に資金を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。

（納入期日）
第3条　推進協議会の会費は、毎年7月末日までに納入しなければならない。
2　年度途中で加入したときは、加入月日にかかわらず、加入後速やかに年会費を納入しなければならない。
3　年度途中で会費額の変更等の事由が生じたとき、もしくは退会したときは、既に納入された会費は返還しないものとする。

附　則
1　本規程は、平成6年12月14日から施行する。
2　推進協議会の設立当初における入会者は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成6年度の会費を平成7年3月31日までに納入するものとする。

附　則
1　本規程は、平成8年3月28日から施行する。

4-6　専門委員会設置規程

制定　平成7年5月16日　一部改正　平成9年2月14日　一部改正　平成9年3月24日　一部改正　平成10年11月26日　一部改正　平成13年5月16日

兵庫県フロン回収・処理推進協議会規約第24条の規定に基づく専門委員会の設置について、次のように定める。

（設　置）
第1条　推進協議会に次の専門委員会を置く。
（1）企画委員会
（2）カーエアコン対策委員会
（3）業務用低温機器対策委員会
（4）廃家電品対策委員会
（5）フロン回収・処理技術委員会

（構　成）
第2条　各専門委員会の委員は、推進協議会の会員もしくは、関係する会員から推薦された者で理事会で決定する。
2　前項に定める専門委員会の所掌事項は別表のとおりとし、推進協議会の関係事業の計画及び実施について検討、協議する。

（委員長）
第3条　各専門委員会に委員長を置く。
2　委員長は、各専門委員会に所属する委員の互選とする。
3　委員長は、必要に応じそれぞれ各専門委員会を召集し、その議長となる。
4　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
5　会長、常務理事の職にある理事は、専門委員会に出席し、意見を述べることができる。
6　専門委員会で協議した事項は、委員長より理事会に報告するものとする。

（各専門委員会の庶務）
第4条　各専門委員会の庶務は、推進協議会の事務局が行う。

附　則　1　本規程は、平成7年5月16日から施行する。
附　則　1　本規程は、平成9年2月14日から施行する。
附　則　1　本規程は、平成9年3月24日から施行する。
附　則　1　本規程は、平成10年11月26日から施行する。
附　則　1　本規程は、平成13年5月16日から施行する。

各専門委員会の所掌事項

	名　称	所掌事項
1	企画委員会	○推進協議会の運営、事業に係る企画調整に関すること。 ○回収フロン処理システムの運営に関すること。 ○その他事業の推進にあたって必要な事項の検討に関すること。
2	カーエアコン対策委員会	○カーエアコンからのフロン回収・処理システムに関すること。 ○カーエアコンからのフロン回収の実態把握及び推進に関すること。
3	業務用低温機器対策委員会	○業務用冷凍空調機器からのフロン回収・処理システムに関すること。 ○業務用冷凍空調機器からのフロン回収の実態把握及び推進に関すること。
4	廃家電品対策委員会	○廃家電品からのフロン回収・処理システムに関すること。 ○廃家電品からのフロン回収の実態把握及び推進に関すること
5	フロン回収・処理技術委員会	○フロン使用機器からのフロン回収技術の向上に関すること。 ○フロン回収・処理に伴い発生する技術的諸問題の対策に関すること。

4-7　回収フロン処理規程

平成8年3月28日 制定　平成8年8月22日 改正　平成8年11月26日 改正　平成10年8月3日　改正　平成12年6月1日　改正

（適用範囲）
第1条　この規程は、兵庫県フロン回収・処理推進協議会規約の第3条 (4)の規定に基づき、兵庫県フロン回収・処理推進協議会（以下「推進協議会」という。）が行う回収フロン処理事業について必要な事項を定める。

（目的）
第2条　回収フロンの適法かつ効率的な処理を図ることにより、回収フロンの大気への放出を防止することを目的とする。

（用語の定義）
第3条　本規程において使用する用語は、次のように定める。
（1）回収事業者　推進協議会の会員であってフロンを使用する機器からフロンの回収を行う事業者をいう。
（2）回収フロン　回収事業者により容器に回収されたフロンをいう。
（3）回収フロンの処理　回収フロンの収集・保管・搬送及び破壊をいう。
（4）指定事業者　推進協議会が指定した回収フロンの処理を行う事業者をいう。
（5）回収フロン管理センター　推進協議会が指定した回収フロンを保管する場所をいう。
（6）フロン破壊事業所　推進協議会が指定した回収フロンを破壊する場所をいう。
（7）容器　高圧ガス保安法容器保安規則で定める容器等をいう。

（対象フロン）
第4条　本規程において対象とする回収フロンは、フロン12、フロン114、フロン115、フロン502、フロン22及びフロン134aとする。

（事業）
第5条　本規程において第2条の目的を達成するため、次により回収フロンの処理事業を行う。
（1）回収事業者は、回収フロンを処理しようとするときは、指定事業者に連絡する。処理委託最小量は10kgとし、容器は10kgボンベ、20kgボンベとする。
（2）推進協議会は、回収フロンの処理に係る次の作業を指定事業者に委託する。
①指定事業者は、回収事業者から回収フロンを収集し、回収フロン管理センターに搬入する。
②指定事業者は、搬入された回収フロンを回収フロン管理センターにおいて適切に保管する。
③指定事業者は、回収フロン管理センターに保管中の回収フロンを、適宜フロン破壊事業所に搬入する。
④指定事業者は、搬入された回収フロンをフロン破壊事業所において適切に破壊する。
⑤指定事業者は、回収フロンの破壊が終了し、空になった容器を回収事業者に返戻する。
（3）指定事業者は、あらかじめ推進協議会の承認を得て、前号の作業の一部を他の者に委託することができる。

（契約）
第6条　推進協議会は、回収フロンの処理にかかる方法、費用、その他必要事項について、あらかじめ指定事業者と契約するものとする。

（費用）
第7条　回収フロンの処理にかかる費用は、次のとおりとする。
（1）回収事業者は、推進協議会に対し、依頼した回収フロン容器の本数に応じ、別表に定める費用を支払うものとする。
（2）推進協議会は、指定事業者に対し、前条の契約に基づいて所要の費用を支払うものとする。

附　則

（施行期日等）

1 この規程は、理事会の議決のあった日（平成8年3月28日）から施行する。

2 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得なければならない。

3 この規程の運営上の細目については、別に定める「回収フロンの処理依頼運用マニュアル」による。

附　則

（施行期日）

1 この規程は、理事会の議決のあった日（平成8年8月22日）から施行する。

附　則

（施行期日）

1 この規程は、理事会の議決のあった日（平成8年11月26日）から施行する。

（費用に関する規定の適用）

2　第7条並びに別表に規定する改正後の回収フロン処理費用について、千葉県市川市にあるプラズマ法破壊実験施設において破壊する回収フロンについては、これを適用せず、改正前の規定を適用する。

附　則

（施行期日）

1 この規程は、平成10年8月3日から施行する。

（費用に関する規定の適用）

2　第7条並びに別表に規定する改正後の回収フロン処理費用については、施行前に推進協議会に処理の依頼をしたものについては、これを適用せず、改正前の規定を適用する。

附　則

（施行期日）

1 この規程は、理事会の議決のあった日（平成12年6月1日）から施行する。

■別表（第7条関係）

回収フロン処理費用

区　分	費用の額	費用の内訳
10kgボンベの場合	1本につき11,100円	収集・保管・搬送・破壊等
20kgボンベの場合	1本につき16,300円	収集・保管・搬送・破壊等

注1:回収フロンの処理料金は、容器単位の料金とする。
注2:上記の金額には、消費税を含まない。

4-8　フロン回収機器等のリースに関する実施要領

（目的）
第1条　この要領は、兵庫県フロン回収・処理推進協議会（以下「協議会」という。）規約の第3条の規定に基づき、兵庫県フロン回収・処理推進協議会会員（以下「会員」という。）がフロン回収を行うにあたり、その経費負担を軽減するとともに、機器の更新及びメンテナンス等を容易にするため、協議会が会員に対して行うフロン回収機器のリース（以下「リース制度」という。）について必要な事項を定める。

（事業）
第2条　本リース制度においては、次の事業を行う。
（1）電気冷蔵庫、業務用冷凍機器、カーエアコン等の冷媒フロンを回収するための回収機器（据え置き型及び車載型）及び附属品のリース事業
（2）上記事業の遂行に必要な事業

（対象）
第3条　本リース制度は、協議会会員であってフロンを回収しようとする団体もしくは事業所（ただし、推進協議会が実施する「市町等に対するフロン回収装置購入費補助事業」の補助及び他の公的機関からフロン回収装置の補助を受けた会員を除く。）が、回収したフロンを当推進協議会へ処理依頼する場合を対象とする。

（対象フロン）
第4条　本リース制度において対象とする回収フロンは、電気冷蔵庫、業務用冷凍機器、カーエアコン等で使用する「フロン12」、「フロン22」、「フロン502」とする。

（申込書の提出）
第5条　フロン回収機器等（以下「リース機器」という。）のリースを受けようとする会員（以下「リース会員」という。）は、推進協議会にフロン回収機器リース申込書（様式第1号）を提出するものとする。

（リース期間）
第6条　リースする期間は、運搬等に要する期間を含め、原則として1回につき6カ月以上1年以内とし、リース期間内に別途回収状況の報告を行わなければならないものとする。
　なお、更新の申し出があった際、本実施要領に定める規定を遵守し、かつ、やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

（リース料の支払い）
第7条　リース会員は、リースを開始しようとする日から1カ月以内に、協議会に対し速やかに第8条に定めるリース料を支払うものとする。

（リース料）
第8条　リース料は、据え置き型と車載型に区分し、次表に示すとおりとする。
（1）リース料表

区　分	リース金額	
	6カ月以上1年未満	1　年　分
据え置き型　1台	3,700円／月	43,000円／年
車　載　型　1台	21,200円／月	253,000円／年

（2）車載型は、上表の金額に車両にかかる保険、税金、定期点検料を含む。
（3）いずれの場合もメンテナンス費用は含まない。

（機器等の引き渡し及び返却）
第9条　リース機器の引き渡し及び返却については、協議会が指定する日及び場所で行うものとする。
2　リース機器の引き渡し及び返却に関わる一切の費用については、リース会員が負担するものとする。

（機器の使用保管）
第10条　リース会員は、リース機器を善良な管理者の注意をもって使用保管し、これに関わる機器の保守及び部品等の交換等に要する費用については、リース会員の負担とする。
2　リース会員は、リース機器に対し次の行為をすることができない。
（1）第三者に譲渡、転借し、又は改造すること。
（2）質権および譲渡担保権、その他協議会の所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。

（リース機器の滅失、毀損）
第11条　リース会員の責に帰すべき事由により、リース機器を滅失（修理不能、所有権の侵害を含む。）又は毀損（所有権の侵害を含む。）した場合、リース会員は協議会に対し、代替機器等の購入代価相当額又は修理代金相当額を支払い、なお損害のあるときはこれを賠償する。

（保険）
第12条　協議会は、リース機器に対し動産総合保　険を付与するものとする。
2　リース機器に保険事故が発生した場合、リース　会員は直ちにその旨を通知するとともに、必要な　一切の書類を遅滞　なく交付するものとする。
3　リース会員が前項の義務を履行し、協議会が保　険金を受領した場合、協議会はリース会員に対し、　第11条所定の賠償義務について、受領保険金　の限度でその義務を免除する。ただし、リース会　員が第2項の義務を怠り、又はリース機器の滅　失毀損について、故意又は重過失がある場合は　この限りではない。

（付則）
1　この実施要領は、理事会の議決のあった日
（平成8年8月22日）から施行する。
2　この実施要領を改廃するときは、理事会の承認　を得なければならない。

（付則）
1　この実施要領は、理事会の議決のあった日
（平成11年5月19日）から施行する。

様式第１号（第５条関係）　　整理番号＿＿＿＿＿＿

フロン回収機器リース申込書

受理年月日：平成　年　月　日

事業所名	（フリガナ） 名　　称		
	所在地等	（住　所）〒 （電話番号）　　（ＦＡＸ）	
フロン回収機器	回収対象機器	電気冷蔵庫　・　業務用冷凍空調機器　・　カーエアコン その他（　　）	
	リース希望台数	据え置き型	台
		車載型	台
		計	台
リース希望期間		平成　年　月　日　～　平成　年　月　日	
担当者氏名			
備　　考			

平成　　年　　月　　日

事業所名

代表者名　　印

兵庫県フロン回収・処理推進協議会　様

4-9　フロン回収に伴うボンベのリース実施要領

（目的）
第1条　この要領は、兵庫県フロン回収・処理推進協議会（以下「協議会」という。）規約第3条の規定に基づき、兵庫県フロン回収・処理推進協議会会員（以下「会員」という。）がフロン回収を行うにあたり、その経費負担を軽減するため、協議会が会員に対して行うフロン回収用ボンベのリース（以下「リース制度」という。）について必要な事項を定める。

（事業）
第2条　本リース制度においては、次の事業を行う。
（1）電気冷蔵庫、業務用冷凍機器、カーエアコン等の冷媒フロンを回収するためのボンベのリース事業
（2）上記事業の遂行に必要な事業

（対象者）
第3条　本リース制度は、協議会会員であってフロンを回収しようとする事業所が、回収したフロンを当推進協議会へ処理依頼する場合を対象とする。

（対象フロン）
第4条　本リース制度において対象とする回収フロンは、電気冷蔵庫、業務用冷凍機器、カーエアコン等で使用する「フロン12」、「フロン22」、「フロン502」、「フロン134a」とする。

（申込書の提出）
第5条　フロン回収用ボンベのリースを受けようとする会員（以下「リース会員」という。）は、推進協議会にフロン回収用ボンベリース申込書（様式第1号）を提出するものとする。

（リース期間）
第6条　リースする期間は、運搬等に要する期間を含め、1回につき6カ月以上1年以内とする。
　なお、更新の申し出があった際、本実施要領に定める規定を遵守し、かつ、やむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

（リース料の支払い）
第7条　リース会員は、リースを開始した日から1カ月以内に、協議会に対し速やかに第8条に定めるリース料を支払うものとする。

（リース料）
第8条　リース料は、20kgボンベと10kgボンベに区分し、次表に示すとおりとする。
（1）リース料表（ボンベ1本当たり：消費税は含まない。）

区　分	リース金額	
	6カ月以上1年未満	1　年　間
20kgボンベ	350円／月	3,700円／年
10kgボンベ	300円／月	3,200円／年

（2）この料金には、高圧ガス保安法に定める容器再検査費用を含む。
（3）この料金には、ボンベの搬送費用は含まない。
なお、回収フロンの破壊処理のためボンベを供出した期間についても、リース期間に含めるもの　とする。

（ボンベの引き渡し及び返却）
第9条　ボンベの引き渡し及び返却については、協議会が指定する日及び場所で行うものとする。
2　ボンベの引き渡し及び返却に関わる一切の費用については、リース会員が負担するものとする。

（ボンベの使用保管）
第10条　リース会員は、フロン回収用ボンベを善良な管理者の注意をもって使用保管し、これに関わるボンベの保守及び部品等の交換等に要する費用については、リース会員の負担とする。
2　リース会員は、フロン回収用ボンベに対し次の行為をすることができない。
（1）第三者に譲渡、転借し、又は改造すること。
（2）質権および譲渡担保権、その他協議会の所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。
3　フロン回収用ボンベにフロンを回収しようとするときは、次の規定を遵守すること。
（1）常に温度40度以下に保つこと。
（2）充てん容器には転倒、転落による衝撃及びバルブの破損を防止する措置を講じ、粗暴な取り扱いをしないこと。
（3）回収に際しては、ボンベに表示されたフロンガスの種類と一致していることを確認すること。
（4）回収量はボンベの容量に応じて定められた量を超えないこと。
（5）容器検査期限を超過したボンベは使用しないこと。
（6）その他、高圧ガス保安法の規定を遵守すること。

（ボンベの滅失、毀損）
第11条　リース会員の責に帰すべき事由により、フロン　回収用ボンベを滅失（修理不能、所有権の侵害を　含む。）又は毀損（所有権の侵害を含む。）した場合、　リース会員は協議会に対し、代替物の購入代価相　当額又は修理代金相当額を支払い、なお損害のあ　るときはこれを賠償する。

（付則）
1　この実施要領は、理事会の議決のあった日
（平成9年2月14日）から施行する。
2　この実施要領を改廃するときは、理事会の承認を　得なければならない。

（付則）
1　この実施要領は、理事会の議決のあった日
（平成11年5月19日）から施行する。

様式第１号（第５条関係）　　整理番号＿＿＿＿＿＿

フロン回収用ボンベリース申込書

受理年月日：平成　年　月　日

事業所名	（フリガナ） 名　　称			
	所在地等	（住　所）〒 （電話番号）　　（ＦＡＸ）		
リース希望内容	回収対象機器	電気冷蔵庫　・　業務用冷凍空調機器　・　カーエアコン その他（　　）		
	使用しているフロン回収装置	（メーカー名）		
	リースを希望するボンベの本数等	ボンベ容量	フロンの種類	希望本数
		ｋｇ容器		本
		ｋｇ容器		本
		ｋｇ容器		本
リース希望期間		平成　年　月　日　～　平成　年　月　日		
担当者氏名				
備　　考				

平成　　年　　月　　日

事業所名

代表者名　　印

兵庫県フロン回収・処理推進協議会　様

4-10　フロン回収認定事業所制度実施要領

（目的）

第1条　この要領は、兵庫県フロン回収・処理推進協議会（以下「協議会」という。）規約の第3条の規程に基づき、電気冷蔵庫、業務用冷凍機器、カーエアコン等（以下「フロン使用機器」という。）の冷媒フロンを回収し、適正に処理しうる協議会会員（以下「会員」という。）をフロン回収認定事業所（以下「認定事業所」という。）とし、その情報を提供することにより、フロン回収を促進することを目的とする。

（認定の申請）

第2条　フロンの回収等を積極的に取り組む事業者であって、認定を受けようとする会員は、フロン回収認定事業所申請書（様式第1号）により、協議会会長に申請する。

（認定及び登録）

第3条　協議会会長は、前条による申請があったときは第4条に基づき審査し、認定する。

2　協議会会長は、認定したときは、フロン回収認定事業所名簿（以下「名簿」という。）に登録し、フロン回収認定事業所証（以下「事業所証」という。様式第2号）及び標識（様式第3号）を認定事業所に交付する。

3　協議会は、認定の都度、名簿を整備し、県民等の閲覧に供する。

（認定の基準）

第4条　認定を受けようとする会員は、次の各号をすべて満たさなければならない。

（1）フロン使用機器を処分するときに、フロンの回収を的確に、かつ継続して行うに足りる能力を有すること。

（2）回収したフロンの適正な保管、処理を行えること。

（3）フロンの回収及び回収したフロンの保管、処理を行うに足りる知識及び技能を有すること。

（認定事業所の責務）

第5条　認定事業所は、次の責務を守る。

（1）前条各号を遵守すること。

（2）交付された事業所証及び標識を店頭等の見やすい場所に掲示すること。

（3）フロン使用機器を販売、修理し、又は廃棄するときには、その使用者等に対して、フロン回収の必要性などを的確に啓発すること。

（4）フロンを回収した場合には、そのフロン使用機器名、フロン封入量及び回収量等を記録し、保存すること。

（5）回収したフロンの処理を委託した場合には、そのフロン量及び処理の相手先等を記録し、保存すること。

（6）協議会から、実績報告及びフロンの回収等の記録の閲覧等を求められたときには、その求めに応じること。

（7）認定事業所について広告宣伝することができる。ただし、誇大な宣伝等を行わないこと。

（認定の取消）

第6条　協議会会長は、認定事業所が次の各号の一に該当するときは、その認定を取消すことができる。

（1）第4条各号の規程を満たさなくなったとき。

（2）不正な手段により認定を受けたとき。

（3）認定事業所の責務等を遵守していないと認められるとき。

（事業所証の返還）

第7条　認定事業所は、次の各号の一に該当するに至ったときは、事業所証を返還しなければならない。

(1)　前条の規定により認定を取消されたとき。

(2)　転業、廃業等によりフロンの回収等をやめたとき。

(3)　会員ではなくなったとき。

（付則）

1　この実施要領は、理事会の議決を経て、平成12年8月1日から施行する。

2　この実施要領を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

（様式第１号）

整理番号：

フロン回収認定事業所申請書

平成　　年　　月　　日

兵庫県フロン回収・処理推進協議会
会　長　　貝　原　俊　民　様

申請者　住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

〒

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

担当者氏名

TEL：（　　）－　　－

FAX：（　　）－　　－

フロン回収認定事業所制度実施要領第２条に基づき、申請します。
申請にあたり、同実施要領第４条並びに第５条の規程を遵守することを誓約します。

事業所等の名称			
事業所等の所在地			
フロン回収機器等の保有状況	（製造元・形式） （回収ボンベ）　10kg：　　本　・　20kg：　　本 kg：　　本		
回収対象のフロン使用機器			
一か月当たりの回収予定数量	台・　　kg	台・　　kg	台・　　kg
フロン処理依頼先	兵庫県フロン回収処理推進協議会　・日本自動車工業会 近畿冷凍空調工業会　・　その他（　　）		
技術講習会等受講歴	（例）平成○年度兵庫県ﾌﾛﾝ回収処理推進協議会講習会		
フロン回収責任者職氏名			

（様式第２号）

認定NO.＿＿＿＿＿

フロン回収認定事業所証

○○○○○

貴事業所は、兵庫県フロン回収認定事業所制度実施要領第３条第１項の規定に基づく、フロン回収認定事業所であることを証します。

平成　　年　　月　　日

兵庫県フロン回収・処理推進協議会
会　長　貝　原　俊　民

（様式第３号）

フロン回収認定事業所

兵庫県フロン回収･処理推進協議会

4-11　役員一覧

役職名	氏　名	所属団体・役職名
会　長	井戸　敏三	兵庫県知事
常務理事	山下　英世	兵庫県高圧ガス協同組合理事長
常務理事	原田　彰	兵庫県健康生活部環境局長
理　事	小倉　修悟	生活協同組合コープこうべ組合長理事
理　事	堀江　貴雄	社団法人兵庫県空調衛生工業協会会長
理　事	大岡　久晃	兵庫県高圧ガス協同組合理事保安委員長
理　事	芝　冨男	社団法人兵庫県産業廃棄物協会会長
理　事	藤岡　博之	兵庫県自動車リサイクル処理工業会会長
理　事	橋本　一豊	社団法人兵庫県自動車整備振興会会長
理　事	西　和之	兵庫県自動車車体整備協同組合副理事長
理　事	多田　哲一	兵庫県自動車電装品整備商工組合理事長
理　事	瀧川　泰久	財団法人日本自動車販売協会連合会兵庫県支部支部長
理　事	幡井　政子	兵庫県消費者団体連絡協議会会長
理　事	松本　稔	兵庫県中古自動車販売商工組合理事長
理　事	山下　賢二	兵庫県中古自動車部品協同組合理事長
理　事	進藤　隆	兵庫県電機商業組合理事長
理　事	山田　勉	兵庫県冷凍空調設備工業会会長
理　事	矢田　立郎	神戸市長
理　事	石見　利勝	姫路市長
理　事	白井　文	尼崎市長
監　事	山田　知	西宮市長
監　事	庵逧　典章	佐用郡広域行政事務組合管理者

4-12 専門委員会委員一覧

1.企画委員会

役職名	氏　名	所属団体･役職名
委員長	阿多　修	兵庫県健康生活部環境局大気課長
委員	横田　雅弘	神戸市環境局主幹（産業廃棄物担当）
委員	大岡　久晃	兵庫県高圧ガス協同組合理事保安委員長
委員	寺西　弘興	（社）兵庫県自動車整備振興会専務理事
委員	笈西　道夫	兵庫県冷凍空調設備工業会副会長
委員	進藤　隆	兵庫県電機商業組合理事長
委員	日高　康貴	（社）兵庫県産業廃棄物協会常務理事
委員	幡井　政子	兵庫県消費者団体連絡協議会会長

2.カーエアコン対策委員会

役職名	氏　名	所属団体･役職名
委員長	寺西　弘興	（社）兵庫県自動車整備振興会専務理事
委員	新城　正雄	兵庫県健康生活部環境局環境整備課主幹（業務調整担当）
委員	中尾　修二	（社）日本自動車販売協会連合会兵庫県支部専務理事
委員	多田　哲一	兵庫県自動車電装品整備商工組合理事長
委員	藤岡　博之	兵庫県自動車リサイクル処理工業会会長
委員	多田幸四郎	兵庫県中古自動車部品協同組合副理事長
委員	西　和之	兵庫県自動車車体整備協同組合副理事長
委員	松本　稔	兵庫県中古自動車販売商工組合理事長

3.業務用低温機器対策委員会

役職名	氏　名	所属団体･役職名
委員長	笈西　道夫	兵庫県冷凍空調設備工業会副会長
委員	岸本　治良	（社）兵庫県空調衛生工業協会理事
委員	藤原　恵昭	兵庫県高圧ガス協同組合員
委員	中村　弘	兵庫県産業廃棄物協会事務局次長

4.廃家電品対策委員会

役職名	氏　名	所属団体･役職名
委員長	進藤　隆	兵庫県電機商業組合理事長
委員	新城　正雄	兵庫県健康生活部環境局環境整備課主幹（業務調整担当）
委員	幡井　政子	兵庫県消費者団体連絡協議会会長
委員	吉田　尚史	姫路市環境局美化部リサイクル推進課係長
委員	藤川　浩義	尼崎市美化環境局美化事業部クリーンセンター管理担当課長補佐
委員	永吉　互	西宮市西部総合処理センター課長補佐
委員	別府　利治	（財）兵庫県環境クリエイトセンター企画開発部次長
委員	永川　仁史	（株）アール･ビー･エヌ取締役
委員	田中　慎二	（株）松下エコテクノロジーセンター工場管理課長

5.フロン回収･処理技術委員会

役職名	氏　名	所属団体･役職名
委員長	酒井　伸一	国立環境研究所循環型社会形成推進･廃棄物研究センター長
委員	川瀬　正博	（株）トキメックパワーシステムズ技術顧問
委員	中島　朗	（株）中島自動車電装代表取締役
委員	片瀬　一哉	新日本製鐵（株）環境･水道事業部環境プラント第1部部長代理
委員	外間　鉄夫	（株）神戸製鋼所都市環境事業部技術部次長
委員	福家　重規	ダイキン工業（株）化学品営業部大阪化学品課　課長
委員	永吉　互	西宮市環境局環境施設部西部総合処理ｾﾝﾀｰ課長補佐
委員	馬渕　秀男	日笠工業（株）加古川支店長
委員	深尾　直資	松下冷機（株）自販機食品機器事業部技術部課長
委員	古賀　続	（株）デンソー神戸営業所サービス係長
委員	林　孝弘	福島工業（株）技術部次長
委員	原田　敏男	兵庫県企画管理部防災局産業保安課課長補佐兼販売･冷凍設備係長

4-13 会員一覧

■ 自動車関係

会員番号	名　　称
A061001	神戸日野自動車株式会社
A061004	西村自動車株式会社
A061005	株式会社日産サティオ兵庫
A061006	兵庫三菱ふそう自動車販売株式会社
A061008	津山電装株式会社
A061009	トヨタカローラ神戸株式会社
A061010	日産プリンス兵庫販売株式会社
A061011	兵庫ダイハツ販売株式会社
A061012	協力自動車修理工場
A061013	神戸カードック株式会社
A061014	神戸整備重機株式会社
A061015	神戸トヨペット株式会社
A061016	株式会社 神戸マツダ
A061018	ネッツトヨタゾナ神戸株式会社
A061019	藤定運輸株式会社
A061022	村山商会
A061023	有限会社 山下商会
A061024	神戸内燃電機株式会社
A061025	ネッツトヨタウエスト兵庫株式会社
A061026	兵庫トヨタ自動車株式会社
A061027	株式会社 エスター
A061029	神戸いすゞ自動車株式会社
A061030	兵庫日産自動車株式会社
A061032	三宝自動車株式会社
A061033	有限会社 浅川自動車
A061034	株式会社 新井商会
A061036	神姫商工株式会社
A061037	神姫バス株式会社
A061038	ツジモトカーシステム
A061039	トヨタカローラ姫路株式会社
A061041	株式会社 姫合オートサービス
A061043	株式会社 豊洋商会
A061045	尼崎市交通局
A061047	攝津電機
A061048	中部工業（株）尼崎営業所
A061049	有限会社 西村電装機器
A061052	原田電装株式会社
A061054	甲陽トヨタ整備株式会社
A061057	有限会社 共立サービス
A061058	有限会社 津田自動車
A061059	播磨電工株式会社

会員番号	名　　称
A061061	番所自動車工業株式会社
A061062	ダイハツ工業株式会社 国内サービス部
A061066	株式会社 永和産業
A061067	ロイヤルオートパーツ株式会社
A061068	株式会社 加古川バッテリー
A061069	野々村デンソー有限会社
A061070	株式会社　ジェイエイアクト
A061073	有限会社 別府自動車工作所
A061075	共和自動車株式会社
A061077	株式会社 七福自動車
A061080	有限会社 山本モータース
A061081	丸小電機工業所
A061082	株式会社 ユニ基工
A061083	山陰電装
A061084	株式会社 オートワールド信栄
A061085	柏原神姫自動車工業
A061087	小山自動車
A061088	文化タクシー株式会社
A081001	兵庫スバル自動車株式会社
A081003	株式会社 ホンダクリオ明舞
A081004	ネッツトヨタ兵庫株式会社
A081005	兵庫三菱自動車販売株式会社
A081006	株式会社 スズキ自販兵庫
A081007	有限会社 滝本工業
A081008	田口商店
A081010	姫路三菱自動車販売株式会社
A081011	有限会社 平康商会
A081012	株式会社 ホンダクリオ兵庫
A081014	藤岡産業
A081015	日産但馬販売株式会社
A081016	株式会社 多田自動車商会
A091001	妹尾商店
A091003	有限会社 シライパーツ
A091004	株式会社 川島商会
A091005	株式会社 西友商会
A091006	宮内金属
A091007	有限会社 小屋自動車工業
A091008	株式会社 神明解体工業
A091009	株式会社 西木商店
A091010	株式会社 桜井商会
A091011	株式会社 佐々木

会員番号	名　　称
A091012	有限会社 リサイクルパーツ竹内商会
A091014	有限会社 オートパーツ光伸
A091015	共栄車輌
A091016	金平鉄鋼株式会社
A101001	日産キャブ販売株式会社
A101002	ネッツトヨタ神戸株式会社
A101003	株式会社 ホンダベルノ神戸
A101005	株式会社 マックスカーパーツ
A101006	有限会社 ワールドパーツ
A101007	小島解体
A101008	有限会社 田中一郎商会
A101009	内藤商店
A101011	有限会社 前川商会
A101012	有限会社 ほりおパーツ
A101013	株式会社 堀尾自動車部品
A101014	株式会社 万輝オート商会
A101015	和宏有限会社
A101017	有限会社 豊永鈑金工作所
A111002	有限会社 全淡リサイクルセンター
A111004	タカハシ自動車工業株式会社
A111005	大黒商会
A121001	有限会社 植嶋自動車工作所
A121002	高田自動車解体
A121003	有限会社 ダイハチ
A121005	有限会社 マザーアース・JAPAN
A121006	有限会社 奥田鈑金塗装工業所
A121007	有限会社 垂水鈑金塗装工業
A121009	広部自動車株式会社
A121010	有限会社 ボデーショップ　ミハタ
A121011	株式会社 井上自動車工業所
A121012	米津鈑金
A121013	伸英鈑金工業
A131001	八田商会
A131002	有限会社 下多自動車販売整備
A131003	関西電装機器株式会社
A141001	株式会社 アクト
A141002	株式会社 シマブンコーポレーション
A141003	株式会社 メヴィウス
A141004	板野鈑金株式会社
A141005	中川モーター

■ 業務用低温機器関係

会員番号	名　　称
A062003	株式会社 トーホーF·S·M事業部
A062004	東洋水産株式会社 関西事業部
A062005	日本ポート産業株式会社
A062007	株式会社 兵食
A062009	有限会社 向山冷熱設備工業
A062011	浦安工業株式会社 神戸営業所
A062012	甲南冷機株式会社
A062013	株式会社 三冷社神戸支店
A062014	中西冷蔵株式会社
A062015	メイン六甲Aビル管理組合
A062016	鐘紡記念病院
A062017	株式会社 長村商会
A062018	株式会社 扶洋兵庫支店
A062020	湊冷機工業株式会社
A062021	中村冷熱工業株式会社
A062023	有限会社 池田冷暖房サービス
A062025	旭保罐工業株式会社
A062026	株式会社 上組
A062029	株式会社 神戸製鋼所
A062030	神戸地下街株式会社
A062031	株式会社 三八商会
A062033	ダイキンエアテクノ近畿株式会社 神戸支店
A062034	新菱冷熱工業株式会社 神戸支店
A062035	有限会社 神和エアーシステム
A062037	株式会社 大氣社神戸支店
A062038	タイセイ株式会社 神戸営業所
A062040	株式会社 太陽プラント
A062041	株式会社 たくみ商会
A062042	ダイキン空調神戸株式会社
A062045	三菱電機ビルテクノサービス(株)兵庫支店
A062046	三菱電機冷熱機器販売株式会社兵庫支店
A062049	セルテック株式会社
A062052	ショウ設備
A062054	株式会社 東芝姫路工場
A062055	常盤電機株式会社
A062056	株式会社 日本触媒姫路製造所
A062057	美樹工業株式会社
A062058	ムツミ商事株式会社
A062059	王子製紙株式会社 特殊紙カンパニー神崎工場
A062060	三菱重工空調システム株式会社
A062061	中部工業株式会社
A062062	パナス工業株式会社
A062063	株式会社 ヘンミ設備
A062064	株式会社 ユニチカエステート
A062065	世界救世教明石センター

会員番号	名　　称
A062066	株式会社 安福住設
A062068	株式会社 協同食品センター
A062070	株式会社 極東設備
A062072	日世産業株式会社
A062073	阪神エヤコン株式会社
A062075	株式会社 正起
A062077	明治乳業株式会社 兵庫工場
A062078	株式会社 淡路空調
A062079	杉本冷機株式会社
A062080	原田定温冷機
A062081	大塚製薬株式会社 赤穂研究所
A062083	岩津外科胃腸科クリニック
A062085	東洋化成工業株式会社 高砂工場
A062087	株式会社 エアコンサービス
A062088	MSKビルサービス株式会社 三田センター事業所
A062089	株式会社 播新設備
A062090	株式会社 福元水道設備
A062091	株式会社 モリモト
A062092	長島冷機設備
A062093	株式会社 阿野建設
A062094	有限会社 飯森冷機
A062095	株式会社 ふじ設備
A062096	有限会社 和田山設備
A062097	サン設備工業株式会社
A062098	沖物産株式会社
A062099	ケイヒン株式会社
A062100	エム·シーシー食品株式会社 甲南工場
A062101	大正冷熱サービス
A062102	株式会社 木島水道建設
A072001	株式会社 東洋製作所
A082001	福島工業株式会社 神戸支店
A082002	高砂熱学工業株式会社 神戸営業所
A082003	前川関西システムサービス株式会社神戸営業所
A082004	東洋リーファー株式会社
A082006	恒菱株式会社
A082008	有限会社 金谷冷機
A082009	株式会社 光洋機器
A082010	北山冷凍機工業所
A082015	株式会社 阪神設備工業所
A082016	有限会社 親和設備工業
A082017	有限会社 小西空調設備
A082018	城下設備有限会社
A082020	技研サービス株式会社
A082021	サン工業株式会社
A082022	株式会社 谷工業

会員番号	名　　称
A082023	エスペックエンジニアリング株式会社
A082024	ダイキン工業株式会社
A082025	日本冷熱工産株式会社
A082026	富士電機リテイルシステムズ株式会社 自動化機器事業本部関西支社
A092001	株式会社 サンヨーテック
A092002	コウベエンジニアサービス株式会社
A092003	株式会社 温調サービス
A092004	株式会社 テクノ菱和神戸営業所
A092005	不二熱学サービス株式会社 神戸支店
A092007	有限会社 三立空調
A092010	仙田設備株式会社
A092011	株式会社 竹内冷機
A092012	有限会社 由田空調
A092013	播磨設備株式会社
A092014	淡路厨房株式会社
A092015	合澤産業株式会社
A092016	三洋近畿産機システム株式会社
A102001	株式会社 安福冷暖
A102002	有限会社 森設備工事
A102003	有限会社 加古川富士商会
A102004	株式会社 赤木電機設備
A102005	富士空調機器株式会社
A102006	有限会社 総冷工業
A102007	新日本冷機株式会社
A102008	有限会社 テクノフクイ
A102009	日本ビルコン関西株式会社
A102010	株式会社 日立空調システム
A102012	有限会社 アイランド設備
A102013	昭和製作所有限会社
A102014	有限会社 六甲冷機
A102015	有限会社 ナガタ·コールドサービス
A102016	株式会社 関西空調
A112001	有限会社 山本冷機
A112002	ITセミコン株式会社
A112003	カタミネ設備工業
A112004	気水工業株式会社
A112006	有限会社 陵和冷熱工業
A112007	菅原電機産業株式会社
A112008	株式会社 浜崎
A122001	セイコーエアシステム株式会社
A122002	山陽技研工業株式会社
A122003	松尾冷機
A122004	株式会社 洸陽電機
A122005	ベスト企画株式会社
A122007	株式会社 三機サービス

会員番号	名　　称
A122008	三木設備
A122009	有限会社 トーヨー
A122010	大福工業
A122011	白菱電気設備株式会社
A122013	関西空調工業株式会社
A122014	株式会社 ロイヤル電機
A122015	光伸テクニカル株式会社
A122016	広株式会社

会員番号	名　　称
A122017	株式会社 ナカツ
A132001	兵庫空調設備株式会社
A132002	株式会社 山本工作所
A132003	有限会社 昭栄冷暖房
A132005	株式会社 山口電機
A132006	日本産興株式会社
A132007	橋本設備工業
A132008	有限会社 大進設備工業

会員番号	名　　称
A132009	白鷺空調
A132010	萬世電機エンジニアリング株式会社
A132011	株式会社 電化
A132012	日冷工業株式会社
A132013	有限会社 ニイヤマ空調
A142001	大西電気設備株式会社
A142002	ツムラ電気株式会社
A152001	株式会社 タックギケン

■ 家庭用電気機器関係

会員番号	名　　称
A083001	有限会社 鈴木商店
A084013	山口商店
A093002	東芝テクノネットワーク株式会社
A093006	株式会社 アイディケ
A093007	今村商店
A103001	三洋電機株式会社 加西事業所

会員番号	名　　称
A133002	ミカモ電器
A133003	ツチダ産業株式会社
A133004	大江設備工業株式会社
A133006	株式会社 松下エコテクノロジーセンター
A133007	有限会社 進藤ラジオ電機店
A133008	有限会社 ワカサ電化

会員番号	名　　称
A133009	有限会社 鶴野電器商会
A133010	入江電友社　安堂寺店
A133014	アサオ家電
A133016	オーギ屋電機株式会社
A143001	有限会社 船舶部品商会

■ その他（高圧ガス、廃棄物等）

会員番号	名　　称
A064002	株式会社 神戸サンソ
A064004	株式会社 山三鈴木商店
A064005	有限会社 池田敏夫商店
A064006	関西ガス産業株式会社
A064007	田甫土木石材有限会社
A064008	株式会社 久木
A064009	岩谷産業株式会社 神戸支店
A064010	藤田酸素工業株式会社
A064011	双葉産業株式会社
A064012	株式会社 水島酸素商会
A064013	株式会社 白石組
A064014	神港衛生株式会社
A064015	菱神興産株式会社
A064016	有限会社 住野商店
A064017	興隆産業株式会社
A064019	三輪運輸工業株式会社
A064020	株式会社 窪田窪商店
A064021	株式会社 美建
A064022	有限会社 城陽産業
A064023	タツミ産業株式会社
A064024	株式会社 巴商会姫路営業所
A064025	姫路環境リサイクル
A064028	久保クリーン興産株式会社
A064029	阪神鋼材株式会社
A064030	三和美研有限会社
A064031	山名總鉄酸素株式会社
A064033	株式会社 竹中工業所

会員番号	名　　称
A064036	日本管財株式会社
A064037	サンウエル株式会社
A064038	芝本産業株式会社
A064039	ネクスト･ワン株式会社
A064040	有限会社 三共酸素商会
A064041	石川島興業株式会社 相生支店
A064042	三菱電機（株）電力･社会システム事業所
A064045	美幸産業株式会社
A064046	高崎ガス工業株式会社
A064047	株式会社 あさひ企画
A064048	株式会社 中西商店
A064050	株式会社 カンキョウ
A064051	株式会社 フジイ
A064053	森興業株式会社
A064054	大西興業
A064058	三友プラントサービス株式会社
A064060	株式会社 近畿環境開発
A064063	エアーポート企業株式会社
A064064	株式会社 ダイカン
A064065	株式会社 丸三ハイキ
A064068	神洋冷凍株式会社
A064069	株式会社 山陽クリーンサービス
A074002	玉岡株式会社
A074003	関西サーンガス株式会社
A074004	伊藤鋼業株式会社
A074005	日本高壓瓦斯工業株式会社
A084001	梅本産業株式会社

会員番号	名　　称
A084002	有限会社 ありこサービス
A084003	株式会社 KENKEN
A084005	藤森工業株式会社 大阪支店
A084007	イワタニガスネットワーク株式会社
A084009	株式会社 黒瀬商店
A084010	株式会社 極東エンタープライズ
A084011	オグラ産業株式会社
A084014	伊賀産業株式会社
A084015	株式会社 大岡酸素商会
A084017	株式会社 金田組
A084018	近畿ガス株式会社
A084019	廣畑産業株式会社
A084020	大道商事株式会社
A084021	株式会社 ダイオー兵庫事業所
A084023	有限会社 三木商店
A084024	金澤産業株式会社
A084027	阪神瓦斯産業（株） 加古川営業所
A084028	伊丹産業株式会社 洲本工場
A084029	共栄興業株式会社
A084031	株式会社 鈴木商館兵庫営業所
A084032	株式会社 ミツワ
A084033	株式会社 イボキン
A084034	ビオトープ工業株式会社
A084035	アサダ株式会社 大阪支店
A094003	株式会社 姫路環境開発
A094004	マキウラ鋼業株式会社
A094006	今村産業

会員番号	名　　称
A094008	株式会社 トーナイ
A104001	株式会社 新宮クリーンランド
A114002	ほうやま商店
A114003	ハリマ清掃有限会社
A114004	株式会社 兵庫リサイクル
A124001	株式会社 平本商店

会員番号	名　　称
A124003	有限会社 アルミック徳原
A124004	歩信栄建設株式会社
A124005	日本選鋼株式会社
A124007	株式会社 アール･ビー･エヌ
A124008	株式会社 柄谷商店
A124009	株式会社 環境総研

会員番号	名　　称
A134001	播磨企画株式会社
A144001	有限会社 クリーン･サービス
A154001	株式会社 イセダ商会
A154002	新日本開発株式会社

■ 自治体

会員番号	名　　称
B061001	兵庫県
B061002	神戸市
B061003	姫路市
B061004	尼崎市
B061005	明石市
B061006	西宮市
B061007	加古川市
B061008	芦屋市
B061009	伊丹市
B061010	相生市
B061011	豊岡市
B061012	赤穂市
B061013	宝塚市
B061014	三木市
B061015	川西市

会員番号	名　　称
B061016	小野市
B061017	三田市
B061018	加西市
B061019	猪名川町
B061020	東条町
B061021	播磨町
B061022	神崎町
B061023	市川町
B061024	大河内町
B061025	揖保川町
B061026	太子町
B061027	千種町
B061028	温泉町
B061035	津名町
B061036	五色町

会員番号	名　　称
B071001	高砂市
B071002	吉川町
B071003	稲美町
B071004	夢前町
B071005	山崎町
B081001	龍野市
B081002	家島町
B081003	福崎町
B081006	安富町
B111001	篠山市
B111002	新宮町
B111003	上郡町
B161001	養父市
B161002	丹波市
B161003	南あわじ市

■ 一部事務組合

会員番号	名　　称
B062001	北播磨清掃事務組合
B062003	中播北部行政事務組合
B062004	佐用郡広域行政事務組合
B082001	淡路広域行政事務組合

会員番号	名　　称
B082002	北但行政事務組合
B082004	朝来郡広域行政事務組合
B092001	揖龍保健衛生施設事務組合
B092002	くれさか環境事務組合

会員番号	名　　称
B102001	宍粟郡広域行政事務組合
B122001	美西衛生施設一部事務組合

■ 関係団体

会員番号	名　　称
B063001	生活協同組合コープこうべ
B063002	社団法人 兵庫県自動車整備振興会
B063003	社団法人日本自動車販売協会連合会兵庫県支部
B063004	兵庫県中古自動車部品協同組合
B063006	兵庫県自動車電装品整備商工組合
B063007	兵庫県自動車車体整備協同組合

会員番号	名　　称
B063008	財団法人 兵庫県環境クリエイトセンター
B063009	社団法人 兵庫県空調衛生工業協会
B063010	全国農業協同組合連合会　兵庫県本部
B063011	兵庫県高圧ガス協同組合
B063012	社団法人 兵庫県産業廃棄物協会
B063013	兵庫県消費者団体連絡協議会

会員番号	名　　称
B063015	兵庫県冷凍空調設備工業会
B063016	兵庫県冷凍設備保安協会
B063018	兵庫県自動車リサイクル処理工業会
B063019	兵庫県中古自動車販売商工組合
B073001	(財)神戸学生･青年センター
B133001	兵庫県電機商業組合

■ 賛助会員

会員番号	名　　称
C061001	近畿冷凍空調工業会



地球といのちを守るために

兵庫県フロン回収･処理推進協議会10年の歩み

2005年4月　発行

発行者　兵庫県フロン回収･処理推進協議会
発行所　兵庫県フロン回収･処理推進協議会
〒650-8567　神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県健康生活部環境局大気課内
TEL(078)341-7711　FAX(078)362-3966
印　刷　株式会社リョーイン